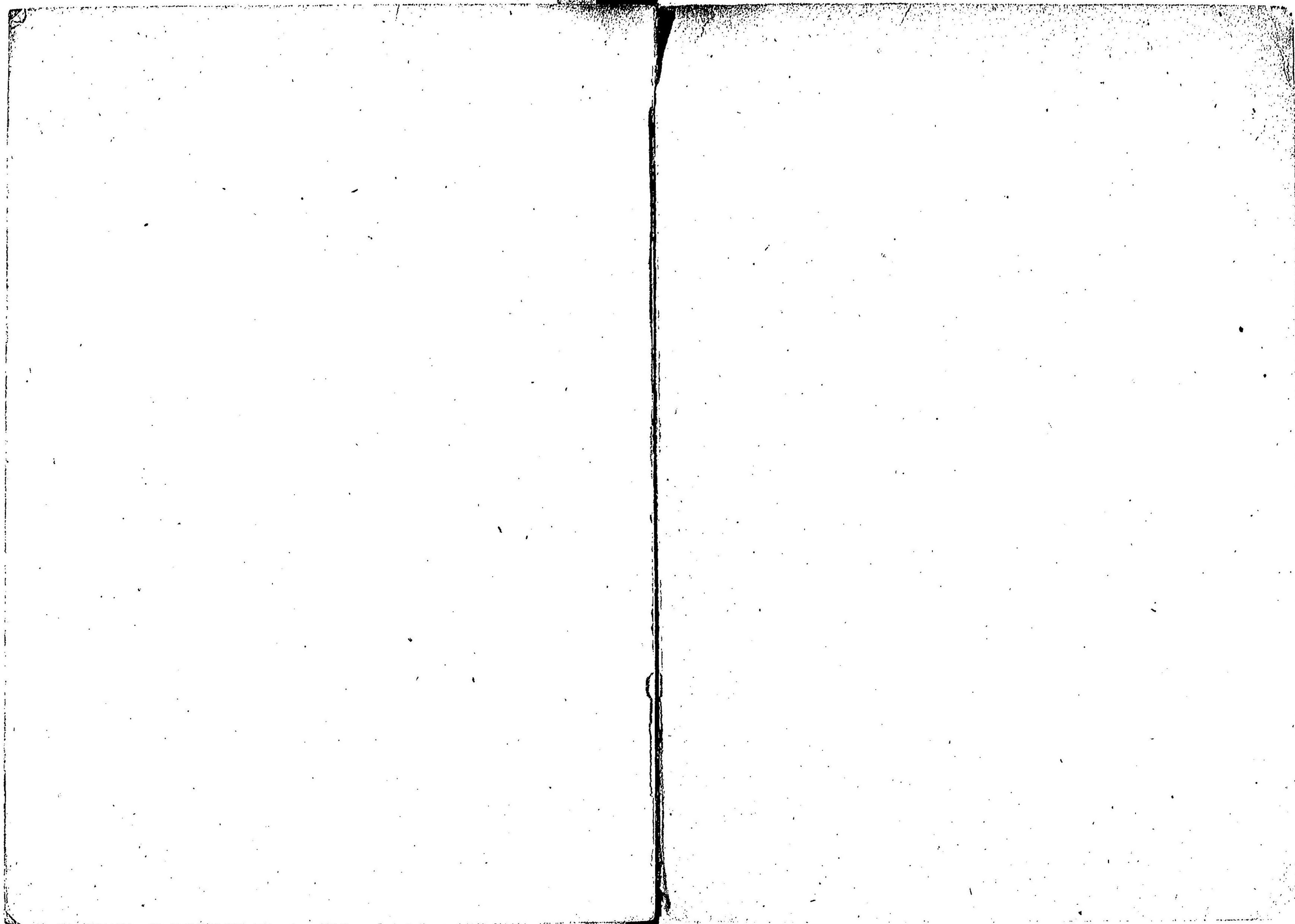


特 72

36

産業組合の手引





特 36

産業組合手引目次

○産業組合の目的は如何	一
○信用組合の利益如何	二
○販賣組合の利益如何	三
○購買組合の利益如何	四
○生産組合の利益如何	五
○産業組合法中恩典を賜へられたる點如何	六
○産業組合を設立するに於ける準備手續を要するか	七
○定款は如何なる事を規定すべきか	八
○産業組合摸範定款	九
一、無限責任何々信用組合摸範定款	一七
二、有限責任何々購買組合摸範定款	二五
三、有限責任何々販賣組合摸範定款	三二
四、無限責任何々生産組合摸範定款	三九
五、有限責任何々販賣組合(産業組合法第三十 八條ノ二ニ依リ總代會ヲ設クルモノ)定款	四六

明治
43. 6. 21
内交

六、蠶絲業ニ關スル模範定款(各種).....	五一
七、家禽業ニ關スル模範定款.....	八〇
○組合設立の許可を受けたるときは如何なる手續を要するか.....	八九
○産業組合登記取扱手續(明治四十二年八月司法省令第十七號改正).....	九三
○變更登記のこと.....	一二〇
○組合は何人が事業を行ひ事務を處理して行くか.....	一二二
○總會を招集するには如何なる手續を要するか.....	一二二
○信用評定.....	一二四
○貯金せしむるには如何なる方法が宜敷か.....	一二五
○購買組合に於て取扱物品を便宜購買する方法.....	一二五
○市價とは如何なるものか.....	一二七
○賣却代金は現金に限るか.....	一二七
○産業組合法施行規則第十條に依り地方長官に差出すべき書類の書式如何.....	一二七
○財産目録貸借對照表事業報告書は何を材料として作成するか.....	一四一
○組合の帳簿とは如何なるものか.....	一四一
○帳簿の記載は如何にすれば宜敷か.....	一四二
○定款變更認可申請書式.....	一五八

關係法規

○産業組合法 <small>(明治三十三年三月法律第三十四號改正 同三十九年四月法律第四十五號改正 同四十二年四月法律第二十七號改正)</small>	一五九
○産業組合法施行期日ノ件 <small>(明治三十三年勅令第三百一號)</small>	一八六
○産業組合法施行規則 <small>(明治四十三年農商務省令第十六號 同三十九年農商務省令第十二號改正 同四十二年農商務省令第三十五號改正)</small>	一八六
○登録税法摘要.....	一九〇
○農工銀行法摘要.....	一九一
○郵便貯金法抄.....	一九二
○政府ニ於テ産業組合ヨリ直接ニ物品買入ヲ爲ストキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件.....	一九二
○産業組合登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求等ニ關スル手数料ノ件.....	一九二
○産業組合登記ヲ取扱フ登記所ノ件.....	一九三
○産業組合法施行規程(長崎縣令).....	一九四
○産業組合法取扱手續(長崎縣訓令).....	一九九

産業組合の手引

○産業組合法とは如何なる法律なるか

産業組合法は、中産以下の産業者をして、社會の進歩に後れない様に、共同の力を以て産業を發達せしめ、金融を圓滑にせしめんと目的で、組立てられたる至極結構なる法律です

凡そ世の中が進んで参りますと、人間の生活状態が昂まり、不知不識の間に奢侈に傾くは一般の趨勢であります。我邦は中産以下の小産業者が多く、是等の人々は資本に乏しく、日夜孜々として働くも唯だ僅に口腹の慾を充すに過ぎざるのみならず、人智の開發に伴ふて來る處の資本競争の結果は、金満家は益々榮へて貧乏人は日一日と困窮に墜落し、日を追て貧富の懸隔が甚だしくなつて参ります。

何が故に然かくあるかと云ふに、金満家は資本の所得に因て贅澤なる生活を營むも、所得する所多ければ年々幾部分は蓄積せらる、其蓄積せらるゝ所得は貧乏人の手許に散在していた、零碎なものが集まるので、集まる丈け夫れ丈け散逸してあるものが少なくなる、即ち貧乏人の手許が寂しくなりて、困窮の淵が段々深くなる譯であります。是等憫なる貧乏人をして資本の蓄積方法を講じ、恒心を養はしむる爲め設けられたのが、即ち産業組合法であります。

生産事業に就ても、百圓の資本の者と千圓の資本の者と、同一の事業を營んで居るものと假定します

に、百圓の資本の者は五百圓を要する新式の器械が發明せられて在つても、其れを購入利用することが出来ないから、止むなく生産力の弱き器具にて一日に百の物を作る時に、千圓の資本の者は五百圓の新式の器械を使用して、一日に千五百の物を作成し得るのです、是れ器械に因る利益で百圓の資本の者は到底競争に堪へることが出来なくなつて終に利益は千圓の資本の者に吸収せられて仕舞ふ譯であります、然るに百圓の資本の者は千圓の資本の者には絶對に競争に勝つことが出来ぬかと云ふに、爰に一つの法策があるのです、百圓の資本の者が、二十人集合して貳千圓の資本を作りて千圓の事業家と競争場裡に馳驅するならば、勝を取ることが出来ずとも敗北するには至らぬのである、此方法を小産業者に採らしめ産業を發達せしめん爲めに産業組合法が發布されて居るのである

○産業組合の目的は如何

産業組合法第一條には「組合員の産業又は其經濟の發達を企圖する爲め、第一の目的として組合は組合員に産業に必要な資金を貸付し及時金の便宜を得せしむ」とあります(組合員外の者であつても組合に加入の豫約を爲したる者の貯金は出資一口の金額に達するまで之を取扱ふてよいのであります)之を信用組合と云ふのであります、第二の目的として「組合員の生産したる物を一纏めにして賣却すること」とありまして此物を賣却するに加工(手入)をする場合と、其儘賣却する場合の二つがあります、又組合に纏める方法として、組合員が組合に生産物を賣付けると、賣却方を委託するのと、組合が組合員の物を賣るに買手を紹介する場合との三つがあります、之等を販賣組合と云ふので第三の目的として「産業又は生計に必要な物を購買し之に加工し又は加工せしめて組合員に賣却す

ること」とあります、之を購買組合と云ふのであります、之れを賣却するのに加工する場合と其儘賣却する場合との二つがあります、第四の目的として「組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむること」とあります、此加工とは、粗製品に仕揚げをするとか、粧飾を加ふるとかを云ふので、必要な物を使用せしむるとは器械を使はせるとか、製造場を組合で作て、組合員に其製造場にて仕事を爲さしむること、之を生産組合と云ふのであります、産業組合の目的と云ふのは以上述べるところの四通りであります

○信用組合の利益如何

信用組合とは、金融の便利を計ると、貯金を便宜にするのであります、元來中産以下の産業者は、金融を得ることが非常に六ヶ敷のです、金融を得るには信用と云ふものが必要であります、此の信用と云ふものには、對人信用と、對物信用の二つがあります、對人信用とは人の心と行爲とを信頼すること、中で中々得難きものです、猶更貧乏人や小産業者は普通の場合では對人信用を得ることは出来ないと云ふても宜敷のです、信用なき者に金を貸付る人は、高利貸で無ひ限りは無ひのです、貸付ける人が無ければ金融は得られない、金融が付かなければ小産業者は本業を完全に進めて行くこと云ふことが出来ないので、對物信用とは有價物の價格に信頼すること、物を目當に金の融通をして行くのです、然るに中産以下の者は有價物を所有することが少ない、假令は田地とか道具とか衣類とかあれば之れを抵當として金を借り入れることも出来るが、夫れが貧乏人には出来ない、云ひ替へて見れば小産業者は信用が無ひから、金融が便利でないことなるのです、此の便利の無き者に金融を付けて

行くのが信用組合の精神であります、又貯金の便宜を得せしむると云ふことは、金を溜めると共に其の金を利用せしむることを云ふので、貯金するに便利なるのみを云ふのではありませぬ、貯金する丈けなれば郵便局も銀行も所々にあることなれば、敢て信用組合を待つことはいらないけれども、信用組合に貯金をしたならば貯金其物を利用することが出来るのです、假令ば組合員が組合に貯金をしますと、其貯金は組合員が産業に必要な資金の入用の場合は、貸付けて利益を得せしむることが出来る、故に五分の利率で組合に預け入れても、組合は又組合員に七分の利率で貸付けたときは、當初預け入れたる組合員は七分で預け入れたると同じ割合になるのみならず、組合員の金融を滑にして多々利益を生み出します、之を郵便局若は銀行に預入れんか、現金は都會に集まり富豪や大商人や大工業家の金融に使用せられて、小産業者は少しも其德澤に浴することが無ひのです、中産以下の者が勤儉して銀行や郵便局に預金するのは、高い處に土持つと同じわけで金の利用法を知らない仕方です、小産業者は是非共信用組合を設けるの必要があるので、今信用組合の利用を列挙して見ますと、

- 一 經濟社會に信用の薄かりし者の信用を發達せしめ、資本を低利に使用せしむることが出来ます、
- 一 勤儉貯蓄の美風を起さしめ、國民經濟の安全を維持することが出来ます
- 一 經濟上の改良は徳義心を喚起します、則ち衣食足て禮節を知るめとは順序であります
- 一 中産以下の人民が相談し和合して毫も組合員外の扶助に頼らずして、自己の力を以て共同の金融を經理するものなれば、自治自助の精神は期せずして養はれて行くのであります

○販賣組合の利益如何

販賣組合とは、組合員が生産した物を組合に集めて、手入を要するものは手入を爲し要せざる物は其儘共同販賣を爲すのであります、其利益は第一仲買人を省略することが出来るのです、生産物が多くありますとき、取引は大商人と直接にすることが出来て仲買人と云ふ様な介在人を要しませぬが、小産業者(小工業者)の生産物は、其分量が比較的少ないから仲買人を媒介させなければならぬ、仲買人を相手に取引する時は、仲買人の儲けとなる丈けは是非共生産物を安く賣らねばならぬのであります、假令ば茲に農家が百戸ありまして蠶を飼育し、毎戸繭壹石宛取り入れたと假定し、之を賣拂ひますに繭買の手を経てしたならば、百石の繭を賣るに百回直段の掛引を試みて漸く賣り盡すことになると、然るに夫れに要する日數十日間と見積たならば、繭買が十日間の宿泊料其他の諸雜費と手数料とは繭の價格より安く賣りつゝ、あることは計算上當然のことである、其上蛆害を恐るゝが爲め買斃されて、安價に買取られてあることは事實多くあることです、之を組合に一纏めとし共同殺蛹を行ひ蛆害の患を去り、正實なる製糸家と直接取引するには、繭一疋の見本と葉書一枚で相當の價格に賣却することが出来て、組合員の爲め利益する處が多いでしょう、第二は市場の景況を計りて其生産物を販賣することが出来る、小産業者は兎角經濟上の智識に乏しきが故に、如何なる時期に生産物を賣捌くことが利益なるや市場の景況に鈍きにより、組合を設けて取引の巧なる者を役員に選任せは、適當の時期を失せず、相當の價格に賣却することが出来ます、よし市場の景況を熟知しをる者でも小産業者は資金に乏しければ、金の必要に迫られて賣り急ぎを爲すを免かれず、此場合に組合

の設けあらば生産物を委託して、一時資金の必要に向て代金の前借を爲すことが出来得るのである、第三は生産物を漸次精良ならしむることを得るのである、假令ば米の共同販賣を爲す場合に於て、組合に一等品二等品三等品と見本を備へ置きて、組合員が生産したる米を其見本に照し合して、品等別を付くるときは組合員は、自己の物は成る可く上等の價善き物に生産せんと競争心を喚起する様になるのです、然しながら紹介販賣の場合には組合に集めることが不利益であるから、組合員と需用者との中間に立つて賣買の世話をするのです、此世話とは買主を撰擇し其價格を吟味し、可及的儲の多き様にするのです、假令ば家畜を賣却せんとするとき、家畜を組合に預り置く如きは不便多きのみならず食費及飼育場等の設備を要するにより、委託販賣にするよりは紹介販賣の方が利益であります。

○購買組合の利益如何

購買組合は、産業とか生計とかに必要な品物を買入れ手入を要するものは手入を爲し要せざるものは其儘にして、組合員の必要に應じ賣却するのです、産業に必要な物とは、肥料とか種苗とか紡績糸とか農具製造器械器具の様な物です、生計に必要な物とは、米麥醬油素麵石油薪炭紙木綿干物荒物の様な物です、其利益は小買の不經濟を避くることが出来るのです、凡そ品物を買入るゝに小買を爲す程損なみとはありません、小買をするのは貧乏人が下女下男を置いたと同様です、何故なれば小買人は小買者より利益を取て生活を營んで居るので、小買人は小賣人を養ふて居るので、だから小賣人より物を買ふことを廢して大商人と直接取引をしたならば小賣人に取らるゝ利益は買手に收むることが出来るのです、然しながら一家の消費額は其分量が少くないから大商人より僅少の物を

買ふことは出来ない、又物に依て腐敗とか保存上に費用の係るものがあるから一時に買入ることが六ヶ敷、己むなく損と知りつゝ、小賣人の手を経て値段を高く買はねばならぬことがある、此場合に組合を設けて置いたならば、數百戸數十戸分を一時に購入し組合員の入用づゝ賣却するのであるから、組合員は小買すると變ることなくして値段を割安に精良なる品質の物を買ふことが出来るのであります、夫から生活状態を變せずして蓄財が出来て来るのである、組合が組合員に物を賣て多少の利益を取て居るのは一面から云へば組合員が組合に對する權利を増して行くので其權利の増加とは則ち組合員の蓄財が出来のを云ふのです、尙ほ加工を行ふ場合には殊に利益が多い事です、其他間接には種々の利益が附随しますが直接のものだけを申述べて置くことにします。

○生産組合の利益如何

産業組合の目的の處で少し申述べて置きましたが、組合員の生産物より加工すると、産業に必要なものを使用せしむることが、生産組合の目的であります、生産物に加工することは、組合員が收穫した麥を、麥粉にするとか、菜種を絞て油を採り粕を作るとか、玄米を白米にする様なことです、麥を其儘で賣るよりは加工しただけ値段を高く賣るし、運搬上にも便利になるから利益する處が多くなる、産業に必要な物を使用せしむるとは、繭の貯藏庫とか乾燥室とか水車とか製造場とか蒸氣器械とかの如き物を、組合員に使用せしめて産業の發達を圖るのです、元來小農小工業者は資本が少ない故よ、輕便なる器械があるも高價なる爲め一人の力にては到底購ふことが出来ませんが、數百人數十人が僅少宛資金を出し合ふたならば高價の器械でも買ひ得られないことは無いから、組合を設けて器

械を買入れ共同の製造場にて使用することにしたならば、精良なる製品を作る事を得るのみならず、其の品物も善く揃ふことが出来て取引上好都合であるは申すに及ばず、値段も高く賣れます、従来小農小工業者の生産物は其の種類製作方等に各々多少の相違があつて一纏りに成る品は得難くありませぬ、大なる取引には適當しませぬから、値段も割合低くあつたのですが、同種の物が多く出来る様になれば見本取引が出来ること故、取引も手数が掛らず夫れ丈けでも價額が増すと云ふことは知れきつたことです。

又組合にて土地を借り入れ組合員に分配耕作せしむることも、生産組合の仕組で出来るのです又組合に土地を買入れ組合員をして開墾を爲さしむることも出来るのです、斯くの如く組合で土地を借り入れたならば、地主は小作料の収入が安全であるし小作人は小作料が廉くなつて、双方とも利益となる譯であります産業組合の利益は以上述ふる所の如し、故に産業者は速かに此の結構なる組合を設立して利益増進に努めざるべからず、然るに中産以下の者は概して經濟上の智識が少くないから自ら進んで其地位を高めるべく組合を設けて活動すると云ふことを知らない、だから政府は産業組合法を制定して國民の大部分たる小産業者をして社會の進歩に後れない様、組合の設立を獎勵して法律の中に種々の恩典を與へられてゐるのです。

○産業組合法中恩典を與へられたる點如何

恩典の第一の産業組合法第一條、産業組合を法人と認めたることです、産業組合が法人でなかつたらば其組合の財産は組合員の共有財産であります、共有財産であつたならば組合員中破産する者が

あつたならば其影響は組合財産にまで及ぶのですが、法人としてあるから、組合員の財産とは全く別物にしてありますので、組合員中央敗者を生ずることがあつても、組合は安全に存立して事業を爲すことが出来るのです、第二は税法に關しての恩典であります、普通の會社又は組合等であつて、購買組合販賣組合の如き事業を爲したならば、營業税法に依て物品販賣業として賣上金、從業者建物等を標準に又信用組合生産組合の如き事業を爲したならば金貸付業物品貸付業又は製造業として課税せらるべき筈であるが此の産業組合法に依て組織した組合には營業税を課せずと規定せられてあります、又所得税にありては法人所得税は純益金千分ノ二十五の率を以て徴收せらるべきを、此の産業組合に限り免除せられてあります、又登録税にありても營利を目的とする法人と、營利を目的とせざる公益法人とは其税に差あるを以て、産業組合は營利を目的とする法人なるに拘はらず、公益法人と同一の税を課せられ、組合原簿の記載に付ては特に免税せられてあります其の外農工銀行法に産業組合に對しては五ヶ年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當低利貸付を爲すことを得ることを追加改正せられたるか如き政府に於て産業組合より直接に物品の買入を爲すときは隨意契約に依ることを得と勅令を以て定められたるか如き、恩典の大なるものであります。

○産業組合を設立するには如何なる準備手續を要するか

組合を設立しやうと思ふならば、先づ第一に組合の區域と云ふものを定めねばなりません、區域とは組合の活動する領分であります、之を何村一圓とか定めて而して其區域内に幾人の組合員となる可きものがあるかを豫定せねばならぬ、産業組合法第七條には七人以上とありますが、七人や十人では

共同の利益を収めることが少ないから、少なくとも五六十名の組合員を得なければならぬ、而して事業の種類資金は幾何を要するか、拂込みは如何にせば組合員となるべき者が苦痛を感せずして出来るか、又組合を設立したならば地方の経済界は如何に變動を來たすかにも注意せねばならぬ、夫れから組合の設立費用、利益幾許を収むる事を得るや、事業の行り方を豫定せねばならぬ、信用組合なる放資の程度、貯金吸收方法、販賣組合ならば組合員の生産物の數量販路は如何にせば宜敷や等の計畫、購買組合ならば組合員の購買力如何、購入は如何にせば可なるか、地方小賣人の妨害豫防の注意、生産組合ならば加工の方法、使用物の管理方法、料金の定め方に考慮を盡した後同志の者を集め協議の上定款を作成し左の書式の申請書に定款二通を添へ所轄市町村役場を経由して地方長官の許可を受けるのであります

産業組合設立許可申請

私共今般産業組合法に據り何々責任何々組合設立致度候に付許可相成度別冊定款添付此段申請候也

明治 年 月 日

何那何町 大字何番戸

設立者 職業

何

某印

何那何町 大字何番戸

設立者 職業

何

某印

(設立者全員連署)

長崎縣知事何之雅殿

○定款には如何なることを規定すべきか

定款に是非とも規定して置かなければならぬ事項は、産業組合法第九條に列記してありますが、其外必要ある場合に定款に定めて置くべき事項は、産業組合法中所々にあります、先づ第九條に列記してありますことを順次述べますれば

一目的 組合員の産業發達を企圖する爲め資金の貸付をなし及貯金の便宜を得せしむるとか(信用組合) 組合員の生産したる物を販賣するとか(販賣組合) 産業又は生計に必要な物を購入し組合員に賣却して經濟上の發達を計るとか(購買組合) 共同製造場を建築して組合員に使用せしむるとか、組合員の生産物に加工して組合員の利益を計るとか(生産組合)を云ふのです、尤も二種以上の組合を相兼ねることが出來ますから、其種類は十五種あることになるのであります
二名稱 組合の名稱には組織及目的を示すべき文字を用ふべきことは産業組合法第四條に定めであります、假令は有限責任長崎信用組合と云ふ様なのです

三組織 産業組合法第二條に示すが如く、有限責任無限責任保証責任の三種があります、有限責任とは組合が債務を完済せんとする場合に於て其財産にては不足することあるも、組合員は出資額以上責任を負担せざるものを云ふのです、無限責任とは組合が破産の場合に於て、組合員が自己の總財産を擧げて責任を負担するものを云ふのです、保証責任とは出資額の外に責任を負ふべき限

度を保証するものにて例へば一口に付金拾圓の責任を負担すと云ふが如し、
 四事務所 事務所は法人の住所でありますから、詳細に定めて置かなければならぬ假令は何縣何郡
 何村大字何番戸に置くとするが如し

五出資一口の金額及其拂込の方法 出資一口の金額の組合に在りては五拾圓を越ゆることは出来な
 いと産業組合法施行規則の第二條に規定してありますが、特別の理由があれば、地方長官の認可を
 受けて之を増すことが出来ます而して出資の額は均一に定めなければならぬことは、産業組合法
 第十一條に規定されてあります、是は一口五拾圓と貳拾五圓との二種にするが如きことは出来な
 いので、一口の金額は總て一樣に定むべきものです、拂込方法は産業組合法第十二條第四十三條に
 規定されてありますが、第一回の拂込は組合設立許可を受けたならば遅滞なく拂込まなければな
 らぬ、其後は剰餘金の配當を出資の拂込に充てるのと、隔月末とか年に二回とか三回とかに拂込ま
 せることに定めて置くのです

六第一回拂込の金額 是れは産業組合法施行規則の第三條に、出資額の十分の一以上なることを要
 する旨規定されてあるから、出資一口が貳拾圓なれば貳拾圓を十に割つた一つ以上、即ち貳圓とか
 參圓とかに、定めねばなりません

七剰餘金處分損失分擔に關する規定 剰餘金とは總益金から總損金を引去りたる殘額を云ふのであ
 ります、是れは毎事業年度の終りに算定せらるゝものである、若し前年度に損失があつたなら夫れ
 をも引去りて後處分すべきものであります、處分とは形を付けることで、第一番に準備金として引

去ること、産業組合法第四十六條に規定してあるのです、即ち剰餘金の四分の一以上とあるのです
 假令は百圓の剰餘金あれば夫れを四つに割つた一つ分、貳拾五圓を引去て準備金とするのです、次
 に組合員に配當すること、産業組合法施行規則第十四條に規定してあるのです、其の配當率は持分
 に對し年六分を超へることは出来ないので、而して尙殘餘あるときは、特別積立金とか、賞與金
 とか、特別配當金とかに、處分することを定めて置くのであります

損失の分擔とは、組合が其財産を以て債務を辨濟するに不足がある場合に處する定めてあるから
 有限責任の組合は必要ないですが、無限責任とか保証責任の組合には必要があるので、無限又は
 保証責任の組合が破産したるときは債權者に對して組合員の負擔の責は出資額に應ずるとか、或
 は利益を受けたる割合に應ずるのかに定めるのである、産業組合法第五十八條には、脱退したる組
 合員にも脱退後二ヶ年間は損失を負擔すべき責あることを規定しあれども、定款を以て期間を延
 ぶすことも出来得るのである、

八準備金の額及其積立方法 準備金の額は出資總額と同額以上に定めなければならぬことは、産業
 組合法施行規則第四條にありますが、其定め方は出資總額の二倍とか、金何千圓とか、限りを付け
 るときは其額に達する迄は差支はないのですが達した後脱退者ある場合に、準備金が定められた額よ
 り超過するから、其都度定款を變更せねばならぬことになるから其煩を避ける爲め、出資總額二倍
 以上とか一倍半以上とか云ふ風に規定する方が、煩ひが少ない様に思ひます、積立方法としては産
 業組合法第四拾六條に毎事業年度の剰餘金の四分の一以上積立てよとありますから、剰餘金の四

分の一以上とか三分の一以上に定めて置かねばなりません、又産業組合法施行規則第五條に加入金、増口金、持分拂戻の残額は是非準備金に繰入れねばならぬと規定になつてあるから、其事は定めなくとも宜ひが過怠金とか寄付金とかを準備金に繰入れんとするならば、其事を定めて置くの必要があります

九組合員たるの資格に關する規定 組合員となるには組合の区域内に住居し、且つ獨立の生計を營むものに限ると云ふが如き定めであります

十組合員の加入及脱退に關する規定 組合に加入せんとする者は加入申込書を、理事に差出すべしとか、加入金幾何を添ふべしとかを定めて置くのです、無限責任組合の組合員にならんとするには總組合員の同意を要することは産業組合法第四十九條に規定されてあります、何故なれば組合員の中一人でも不都合あれば、總組合員に其結果が影響するからであります、又加入者に對する出資の拂戻の方法も規定し置くの必要があるのです(脱退脱退に二種あります、甲を法律上の脱退と申しまして、産業組合法第五十一條に列記してあります、一、組合員たる資格の喪失、二、死亡、三、破産、四、禁治産、五、除名以上の中除名すべき事由は、定款に定めて置かねばならぬことは、産業組合法第五十二條に規定してあります、乙を任意の脱退、是れは産業組合法第五十條に規定されてありますが、脱退豫告期間を六ヶ月前より、二ヶ年迄は定款を以て延長することが出来るのであります、且つ脱退者の持分拂戻に關しては、定款に定めて置かねばならぬのです、是等のことは産業組合法第五十三條第五十四條に規定してあります

十一組合の目的たる事業の執行に關する規定 事業の重要なことだけ定款に定めて置き、詳細なる手續は事業細則として理事が定めることにするのが便利であります

十二存立時期又は解散の事由を定めたときは、其時期又は事由 存立時期を五十ヶ年とか或は開墾の終了したるときと云ふが如し

十三區域 信用組合は市町村の区域内と限定せられてあるが如し二市町村に亘るの必要あるときは地方長官の認可を要するのである他の組合は法律に限定せられてないから一郡なりと五ヶ村なりと自由に定めることが出来るのであります、組合の發達上から申しますと一村或は一部落を區域とするがよいと思ひます

十四出資拂込に關する事 出資の拂込は其の拂込の時々に組合原簿に記載をなし二週間以内に登記所に申告せなければなりません、其の拂込を一年内數回に定めたる組合などは頗る手續に涉りませんから定款を以て一事業年度内一回又は數回に期日を定めて其の期日後二週間に記載することを得るの便法を産業組合法第十五條第二項但書とあり、其の組合原簿變更の記載を爲し得る場合は定款にて規定して居る場合に限り又取纏め記載し得べき事項は「出資の總口數」と「拂込たる出資總額」に限りまして其の他の事項は變更の都度之を記載すべきものでありまして前記事項以前の事項を取纏め記載する旨の定款の規定一事業年度内に増口又は拂込出資の増額ありたるものを翌年度に亘り取纏むる者の規定或は取纏期日を明記せざる規定は注意に適せませぬから注意せねばなりません、其の規定の認方は左記に準するか宜しくあります

一 産業組合法第十五條第一項及第二號の事項は毎年何月何日(例へは十二月三十一日)之を取纏め
其後二週間に記載するものとす

十五 設立當時の理事監事の就任に關する事 産業法組合第二十五條にあり

十六 理事監事の員數任期に關する事 産業組合法第二十六條にあり

十七 理事監事の選任解任の決議方法 産業組合法第二十八條にあり

十八 總會の招集の方法及決議事項 産業組合法第三十八條にあり

十九 總代會を設けんとするきは其規定 産業組合法第三十八條の二産業組合法施行規則第六條にあ
り

二十 通常總會 開會度數を定め置くこと

廿一 組合財産に對する組合員の權利に關すること 持分を定むることであり

廿二 定款の變更除名解散合併等の決議方法 産業組合法第三十九條第五十二條第六十二條にあり

廿三 清算人の就任 理事をして當らしむるには別に規定するの必要なしと雖、理事以外の者を任す
るには規定し置くを要す

廿四 理事監事の給料報酬又は賞與を與へんとするときは定款に定め置く可きことを産業組合法施行
規則第八條に規定してあります

廿五 書記検査員信用評定委員を設置するの必要あらは其任免選任の方法を規定すること

廿六 細則を定むるの必要あらは、其方法を規定し置くこと

大様は右の通であります但其作成の順序は農商務省より示されたる模範定款に倣ふが便利でありま
す故次に之を掲げて置きます

産業組合模範定款

(注意) 本模範定款中無限責任組織の信用組合模範定款を除くの外は何れも産業組合法改正以

前に公示せられたるものにして改正法に依り少しく訂正を要する箇條あるべきも未だ
訂正公示されざるにつき其儘掲載することとせり然れども今後定款を作成し又は變更
せんとするときは四十二年三月十六日官報を以て公示せられたる次の無限責任信用組
合模範定款を参照せられたし

○無限責任何々信用組合模範定款 (明治四十三年三月十六日官報登載)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

本組合ハ加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フ

第二條 本組合ハ無限責任何々信用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ無限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク

第六條 組合員ハ本組合ノ區域内ニ住居シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル加入豫約者ノ資格亦同シ

第七條 組合員又ハ加入豫約者ハ他ノ信用組合ニ加入シ又ハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 本組合ノ存立時期ハ三十箇年トス

第九條 本組合ノ財産ニ付組合員ノ有スル持分ハ其ノ拂込済出資額ニ應スルモノトス

第二章 出資及積立金

第十條 出資一口ノ金額ハ金十圓トス

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金一圓トス但シ第四十八條第三項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口毎ニ左ノ各號ノ一ニ依リ出資ノ拂込ヲ爲スモノトス

一 毎月末金二十錢宛拂込ムコト

二 毎年一月末及六月末金一圓宛拂込ムコト

三 第一回拂込後一箇年内ニ全額ヲ拂込ムコト

第十三條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當タル過怠金ヲ徴收ス

第十四條 産業組合法第十五條第二項第一號及第二號ノ事項ニ付テ爲スヘキ産業組合原簿ノ記載ノ變更ハ毎年十二月三十一日ニ之ヲ取纏メテ其ノ後二週間内ニ之ヲ爲スモノトス

第十五條 本組合ハ出資總額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ

積立ツルモノトス

第十六條 過怠金及第五十四條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ組入ルルモノトス

第十七條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ仍殘餘アルトキハ配當金又ハ特別積立金ト爲スモノトス

第十八條 特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニ依リ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得

第十九條 準備金及特別積立金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預ケ入レ又ハ之ヲ以テ國債證券若ハ地方債證券ヲ買入ルルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 機關

第二十條 本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム
第二十一條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會開會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ヲ招集シ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク
臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ

二 監事カ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スル爲必要ト認メタルトキ

三 組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

第二十四條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條 總會ノ議長ハ第二十三條第三項第二號ノ場合ヲ除クノ外組合長之ニ當タル組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

第二十三條第三項第二號ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當タル其ノ多數

ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十八條 總會ニ於テハ決議錄ヲ作り會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 本組合ニ信用評定委員三名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

第三十一條 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十二條 信用評定委員ハ一月及七月定會ヲ開キ組合員各自ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

信用程度表ハ理事之ヲ保管シ役員ノ外閱覽スルコトヲ得サルモノトス

第三十三條 理事、監事及信用評定委員ハ名譽職トス

理事、監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十四條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四章 事業ノ執行

第三十五條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十六條 組合員カ貸付ヲ請求シタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ貸付クヘキ金額及其ノ方法ヲ定ムルモノトス

第三十七條 貸付金ノ辨濟期限ハ一箇年内ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキニ三箇年内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十八條 貸付金ノ辨濟ニ付テノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第三十九條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認ムルトキハ組合員ニ對シ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十條 貯金ハ一回金一錢以上トス

加入豫約者ノ貯金ハ二人ニ付投資一口ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

貯金ノ利息ハ毎年六月末及十二月末ノ兩度ニ於テ之ヲ元本ニ組入ルルモノトス

第四十一條 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一 貸付金ニ付テハ年一割以下

二 貯金ニ付テハ年七分以下

第四十二條 組合ノ餘裕金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行又ハ一個人ノ外他ニ之ヲ預入ルルコトヲ得ス

第四十三條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剰餘金處分並損失ノ填補及分擔

第四十四條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

剰餘金ノ配當ハ拂込濟出資額ニ應シ其ノ率ハ年五分以下トス

第四十五條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第四十六條 組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ各組合員間ニ於ケル損失分擔ノ割合ハ其ノ出資額ニ應スルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同シ

第六章 加入及脱退

第四十七條 組合ニ加入セムトスルトキハ申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス理事前項ノ申込書ヲ受ケタルトキハ書面ヲ以テ總組合員ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

總組合員ノ同意アリタルトキハ理事ハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入ノ效力ハ第四十八條第三項、第五十條及第五十二條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第四十八條 加入豫約ノ申込アリタルトキハ理事ハ其ノ許否ヲ決シ申込人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

加入豫約者ノ貯金額カ現在組合員ノ出資一口ニ對スル拂込金額ノ最小額ニ達シタル後ニ非サレハ之ヲ組合ニ加入セシムルコトヲ得ス

第四十七條ノ規定ハ加入豫約者ヲ組合ニ加入セシムル場合ニ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ加入豫約者ノ貯金ハ其ノ全部ヲ出資拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第四十九條 加入豫約者カ第五十三條第二號又ハ第三號ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ豫約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五十條 持分ヲ讓渡サムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓受ケムトスル者カ組合員ニ非サルトキハ出資拂込ヲ爲サシメサルノ外第四十七條第一項乃至第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 組合員カ脱退セムトスルトキハ少クトモ其ノ事業年度末十箇月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十二條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ遲滯ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシメテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス

第五十三條 組合員カ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
一 出資ノ拂込、過怠金ノ納付、貸付金ノ辨濟又ハ利息ノ支拂ヲ怠リ期限後一箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ
二 組合ノ事業ヲ妨クル行爲アリタルトキ
三 犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十四條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ニ止ムルモノトス但シ死亡、禁治産其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ依リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 解 散

第五十五條 組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第八章 附 則

第五十六條 組合設立當時ノ理事、監事及信用評定委員ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理 事	何 某
理 事	何 某
監 事	何 某
監 事	何 某
信用評定委員	何 某
信用評定委員	何 某
信用評定委員	何 某

○有限責任何々購買組合模範定款

農商務省(明治三十三年十二月)
農務局調査(一日官報登載)

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ農事及ヒ生計ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルヲ以テ目的ト爲ス
- 第二條 本組合ハ有限責任何何購買組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村及ヒ何村トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク
- 第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ住居シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル
- 第七條 本組合ノ存立時期ハ二十箇年トス
- 第八條 組合財産ニ對スル組合員ノ權利ハ特別積立金ニ付キテハ組合ヨリ購買シタル物品ノ價額其他ノ財産ニ付テハ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第二章 出資及ヒ準備金

- 第九條 出資一口ノ金額ハ金拾五圓トス
- 第十條 出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付金壹圓五拾錢トス
- 第十一條 第一回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外組合員ハ左ノ各號ノ一ニ依リ出資ノ拂込ヲ爲スコトヲ得
- 一 出資各口ニ付キ毎月末金三拾錢以上拂込ムコト
- 二 出資各口ニ付キ毎年一月末及ヒ六月末金壹圓五拾錢以上宛拂込ムコト
- 三 第一回拂込後一箇年以内ニ全額ヲ拂込ムコト

第十二條 組合員其出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當タル過怠金ヲ徵收ス

第十三條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其額ニ達スル迄每事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一ヲ積立ツルモノトス

第十四條 加入金 過怠金及ヒ第四十八條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ルルモノトス

第十五條 剩餘金カ準備金ニ積立ツヘキ金額及ヒ組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙ホ殘餘アルトキハ之ヲ特別配當金及特別積立金トナスモノトス

第十六條 特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十七條 準備金及ヒ特別積立金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債証券ヲ買入ルルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

- 第十八條 本組合ニ理事及ヒ監事各三名ヲ置ク理事ハ組合長一名ヲ互選ス
- 第十九條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス
- 補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十條 辭任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 總會ハ通常總會及ヒ臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク
臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認めタルトキ

二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認めタルトキ

三 總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及ヒ其招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十二條 總會ノ招集ハ少クトモ五日日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ總組合員ノ半数以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第二十四條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當タル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但總會ニ於テ必要ト認めタルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十五條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及ヒ監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十六條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十七條 理事及ヒ監事ハ名譽職トス

理事及ヒ監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十八條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及ヒ監事ノ命ヲ承ケテ庶務ニ從事ス

第二十九條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アル者ヲ協議員ト爲スコトヲ得

第四章 事業ノ執行

第三十條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十一條 本組合ニ於テ取扱フ物品左ノ如シ

一 肥料 種苗 農具 家畜 蠶種

一 鹽 油 紙

三 其他總會ノ決議ヲ經タル物品

第三十二條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其注文ニ應シ取扱物品ヲ便宜購買スルモノトス

第三十三條 組合員ニ買取スル物品ノ代價ハ市價ニ依ル

第三十四條 理事ハ必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第三十五條 組合員組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

第三十六條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其代金ヲ仕拂フコトヲ要ス但止ムコトヲ得サル事山アルト

キハ六箇月ヲ超ヘサル期間代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ利息ヲ附スルモノトス其利率ハ理事之ヲ定ム

第三十七條 理事代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保証人ヲ立テシムルコトヲ得

第三十八條 理事ハ組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ之ヲ預入ルルコトヲ得

第三十九條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剰餘金分配及損失填補

第四十條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

剰餘金ノ配當ハ組合員ノ持分ニ應スルモノトス
前項ノ配當ノ率ハ年四分以下トス

第四十一條 特別配當金ハ組合員カ其事業年度内ニ購買シタル物品ノ價格ニ應シテ之ヲ配當ス但其金額ハ第十五條ノ剰餘金ノ十分ノ七トス

第四十二條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及ヒ脱退

第四十三條 新ニ組合員タラントスル者ハ申込書ニ加入金五拾錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス
理事
事前項ノ申込ヲ承諾シタル時ハ其旨加入者ニ通知シ第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ

記載ヲ爲スコトヲ要ス

第四十四條 組合員持分ヲ讓渡サントスルトキハ總會ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス
持分ノ讓受人組合員ニ非サル者ナルトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第四十五條 組合員脱退セントスルトキハ少クトモ其事業年度末十箇月前ニ其旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第四十六條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直チニ組合員タラントスルトキハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第四十七條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

- 一 出資ノ拂込及ヒ購買物品ノ代金ノ支拂ヲ怠リ期限後二箇月以内ニ其義務ヲ履行セサルトキ
- 二 組合ヨリ購買シタル物品ヲ轉賣シタルトキ
- 三 組合ノ事業ヲ妨グルノ所爲アリタルトキ
- 四 犯罪其他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第四十八條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込済出資額ニ止ルモノトス但死亡、禁治産其他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 組合ノ解散

第四十九條 本組合解散シタルトキハ理事其清算人トナル

第八章 附 則

第五十條 本組合設立當時ノ理事及ヒ監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理	理	理	監	監	監
事	事	事	事	事	事
何	何	何	何	何	何
某	某	某	某	某	某

有限責任何々販賣組合摸範定款

農商務省(明治三十四年十一月)
農務局調査(三十日官報登載)

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ組合員ノ委托ヲ受ケ其生産シタル農産物ヲ販賣スルヲ以テ目的ト爲ス
- 第二條 本組合ハ有限責任何何販賣組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本組合ノ區域ハ何某何郡何村、何村及ヒ何町トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ何縣何郡何町何番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ住居シ且ツ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第七條 組合財産ニ對スル組合員ノ權利義務ハ特別積立金ニ付キテハ販賣シタル物品ノ價額、其他ノ財産ニ付キテハ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第二章 出資及ヒ準備金

第八條 出資一口ノ金額ハ金二拾圓トス

第九條 出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付キ金三圓トス

第一回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外出資各口ニ付キ毎年二月末及ヒ八月末金二圓以上宛拂込ムモノトス

第十條 組合員其出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當タル過怠金ヲ徴收ス

第十一條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ二分ノ一ヲ積立ツルモノトス

第十二條 加入金過怠金及第五十一條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ操入ル、モノトス

第十三條 剩餘金カ準備金ニ積立ツヘキ金額及ヒ組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙ホ殘餘アルトキ之ヲ特別積立金ト爲シ損失填補ニ充ツルモノトス

第十四條 準備金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債証券ヲ買入ル、

ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十五條 本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

第十六條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十七條 辭任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ欠員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補欠選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其補欠選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 總會ハ通常總會及ヒ臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認めタルトキ

二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認めタルトキ

三 總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及ヒ其招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第十九條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十條 總會ハ總組合員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第二十一條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當タル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但總會ニ於テ必要ト認めタルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十二條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及ヒ監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十四條 理事ノ内一名ハ有給職トシ其他ノ理事及ヒ監事ハ名譽職トス

理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十五條 本組合ニ検査人何名ヲ置キ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ任免ス

検査人ハ理事ノ指揮ヲ承ケ取扱物品ノ品等及ヒ數量ノ査定其他技術上ノ事務ニ従事ス

第二十六條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及ヒ監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四章 事業ノ執行

第二十七條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第二十八條 本組合ニ於テ取扱フ物品ハ麥、米、大豆、菜種及ヒ柑橘トス但總會ノ決議ニ依リ他ノ農産

物ヲ取扱フコトヲ得

第二十九條 組合員ハ理事ノ承認ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セスシテ前號ノ物品ヲ賣却スルコトヲ得ス

第三十條 理事ハ適宜ノ時期ニ於テ各組員ノ生産物ニ付キ報告ヲ徴シ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 組合カ組員ヨリ物品ヲ受取リタルトキハ其品等及ヒ數量ヲ査定シ理事之ヲ組員ニ通知スルモノトス

品等査定ノ標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 組員ハ其賣却セントスル物品ニ付キ代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第三十三條 組員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但其額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付三錢五厘以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ拂フコトヲ要ス

第三十四條 本組合ハ組員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付キ總會ノ定メタル歩合金ヲ收納ス

第三十五條 一箇月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ラス毎月末各品等ニ付キ之ヲ計算シ組員カ委托シタル物品ノ數量ニ應ジテ之ヲ配分スルモノトス

假渡ヲ受ケタル組員ニ付キテハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス

第三十六條 物品受取當月中ニ賣却スルコト能ワザリシ物品ニ付キテハ其後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其代金ヲ配分スルモノトス

第三十七條 受取物品中組合ニ於テ調製、俵裝其他特殊ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付キテハ別ニ手数料ヲ徴シ代金配分ノ時之ヲ差引クモノトス

前項ノ手数料ノ率ハ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ定ム

第三十八條 本組合ハ何停車場附近ニ倉庫ヲ置ク

第三十九條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス

第四十條 組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ之ヲ預入ルルモノトス

第四十一條 左ニ掲ケタル事項ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

一 不動産ノ取得、讓渡及ヒ其他ノ處分

二 訴訟行爲

第四十二條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剩餘金分配及ヒ損失填補

第四十三條 剩餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組員ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ各組員ノ拂込濟出資額ニ應シ年五分以下トス

第四十四條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第四十五條 新ニ組員タラントスル者ハ申込書ニ加入金ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其旨加入者ニ通知シ出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組員名簿ニ記載ヲナスコトヲ要ス

第四十六條 第一年度ノ加入金ハ一口ニ付キ金ニ拾錢トシ以後ハ毎年通常總會ニ於テ組合財産ノ増減ニ應ジ其額ヲ定ム

第四十七條 組合員持分ヲ讓渡サントスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス
持分ノ讓受人組合員ニ非サル者ナルトキハ加入金及ヒ出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第四十八條 組合員脱退セントスルトキハ少クトモ其事業年度末六箇月前ニ其旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第四十九條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相繼人カ直チニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相繼人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相繼人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ者ト看做ス此場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第五十條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

- 一 出資ノ拂込ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其義務ヲ履行セザルトキ
- 二 自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ
- 三 第二十九條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ賣却シタルトキ
- 四 組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
- 五 犯罪其他ノ所爲ニ因リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十一條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込濟出資額ニ止マルモノトス但死亡、禁

治産其他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 解散

第五十二條 本組合解散シタルトキハ理事其清算人トナル

第八章 附則

第五十三條 本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理	事	何	某
理	事	何	某
監	事	何	某
監	事	何	某

○無限責任何々生産組合摸範定款

農商務省(明治三十四年十一月) 農務局調査(三十日官報登載)

第一章 總則

第一條 本組合員ハ蠶室蠶具消毒器、繭乾燥室及ヒ繭貯藏庫ヲ備ヘ之ヲ組合員ニ使用セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ無限責任何何生産組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ無限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ住居シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第七條 組合財産ニ對スル組合員ノ權利ハ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第二章 出資及ヒ準備金

第八條 出資一口ノ金額ハ金ニ拾五圓トス

第九條 出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付キ金五圓トス但新ニ加入スル者ニ付キテハ現在組合員ノ

拂込濟出資額ト同額トス

第十條 第一回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外組合員ハ出資各口ニ付キ毎年八月中ニ金

五圓ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十一條 組合員其出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ

當タル過怠金ヲ徵收ス

第十二條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一ヲ積立

ツルモノトス

第十三條 加入金、過怠金及ヒ第四十五條ニ依リテ拂戻ヲ爲シタル持分ノ剩餘ハ之ヲ準備金ニ繰入

ル、モノトス

第十四條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル剩餘ノ少クトモ二分ノ一ハ特別積立金

トシテ之ヲ積立ツルモノトス

特別積立金ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ消却及ヒ總會ノ決議ニ依ル臨時ノ支出ニ使用スルモ

ノトス

第十五條 準備金及ヒ特別積立金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債

証券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十六條 本組合ニ理事三名、監事一名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

第十七條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス

補欠選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十八條 辭任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ欠員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ワサ

ル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補欠選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其補欠撰舉ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 總會ハ通常總會及ヒ臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ

二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 総組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及ヒ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十條 總會ノ招集ハ少クとも五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十一條 總會ハ總組合員ノ半数以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第二十二條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當タル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但總會ニ於

テ必要ト認ムルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十三條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十四條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及ヒ監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十五條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十六條 理事及ヒ監事ハ名譽職トス

理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十七條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ技術員ヲ任用スルコトヲ得

第二十八條 本組合ニ書記ニ名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及ヒ監事ノ命ヲ承ケテ庶務ニ従事ス

第四章 事業ノ執行

第二十九條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十條 消毒器、乾燥室又ハ貯藏庫ヲ使用セントスルトキハ組合員ハ使用ノ期日及ヒ時間ヲ記載

シテ理事ニ申出ツルコトヲ要ス但消毒器ヲ使用セントスルトキハ蠶室ノ面積竝ニ器具ノ數、乾燥室

又ハ貯藏庫ヲ使用セントスルトキハ繭ノ數量ヲ附記スルコトヲ要ス

理事ハ前項ノ申出ニ依リ各組合員ノ使用ノ期日及ヒ時間ヲ定メテ豫メ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三十一條 組合員ハ出資一口毎ニ一事業年度内乾燥室ヲ使用シテ生繭二十貫迄ヲ乾燥シ及ヒ貯藏

庫ヲ使用シテ乾繭七貫迄ヲ貯藏スルコトヲ得

第三十二條 組合員消毒器、乾燥室又ハ貯藏庫ヲ使用シタルトキハ其使用料ヲ支拂フコトヲ要ス

消毒器附屬ノ藥品ニ付キテハ別ニ實費ヲ支拂フコトヲ要ス

第三十三條 前條ノ使用料及ヒ實費ハ使用ヲ終リタル後一箇月以内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

組合員前項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其支拂フヘキ金額ノ千分ノ三ニ當タル過怠

金ヲ徴收ス

第三十四條 組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若シクハ一個人ニ之ヲ預入ルルモノ

トス

第三十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム但使用料ニ關スル規定ハ總會ノ承認ヲ經ルコト

ヲ要ス

第五章 剰餘金分配及ヒ損失分擔

第三十六條 剰餘金ハ準備金及ヒ特別積立金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ各組合員ノ出資ニ應シ年五分以下トス

第三十七條 組合財産カ組合ノ債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ組合員ハ出資額ニ應シ損失ヲ分擔スルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同シ

第六章 加入及脱退

第三十八條 新ニ組合員タラントスル者ハ毎年一月乃至三月中ニ加入申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

第二十九條 新ニ加入シタル組合員ハ加入金ヲ差出スコトヲ要ス

加入金ノ額ハ前事業年度末ニ於ケル各組合員ノ出資ニ對スル持分額ヨリ其拂込済出資額ヲ控除シタル額ニ依リ出資一口毎ニ之ヲ定ム

第四十條 理事加入申込書ヲ受ケタルトキハ書面ヲ以テ總組合員ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス
總組合員ノ同意アリタルトキハ理事ハ其旨加入者ニ通知シ出資及ヒ加入金ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載ヲナスコトヲ要ス

理事ハ豫メ定メタル利息ノ支拂ヲ約セシメテ二箇年以内前項ノ拂込ノ延期ヲ許諾スルコトヲ得但出資金額拾圓加入金額五圓ニ滿タサルトキハ此限リニ在ラス

第四十一條 組合員其ノ持分ヲ讓渡サントスル者アル場合ニハ理事ハ讓受人カ組合員ナルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ承諾シ讓受人カ組合員ニ非サル者ナルトキハ書面ヲ以テ總組合員ノ同意ヲ求め其同意アリタル後直チニ其旨讓渡人及ヒ讓受人ニ通知シ且ツ組合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 組合員脱退セントスルトキハ少クトモ其事業年度末十箇月前ニ其旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第四十三條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直チニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合員被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サスシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス此場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第四十四條 組合員左ノ事由ノ一ニ當タルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

一 出資、加入金ノ拂込又ハ使用料實費ノ支拂ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其義務ヲ履行セサルト

二 組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ

三 犯罪其他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第四十五條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込済出資額ニ止マルモノトス

第七章 組合ノ解散

第四十六條 本組合解散シタルトキハ理事其清算人ト爲ル

第八章 附 則

第四十七條 本組合設立當時ノ理事及ヒ監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理	事	何	某
理	事	何	某
監	事	何	某

○有限責任何々販賣組合（産業組合法第三十八條ノ二三依リ總代會ヲ設クルモノ）定款

（農商務省農務局調査）

明治三十九年八月十七日
官報第六九四一號登載

第一章 總 則

（普通ノ販賣組合模範定款ニ依ルベシ）

第二章 出資及準備金

（同 前）

第三章 組合ノ機關

第十五條 本組合ニ理事五名、監事二名ヲ置ク

理事ハ組合長副組合長各一名ヲ互選ス

第十六條 組合長ハ組合ノ事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十七條 組合長ハ左ノ區分ニ從ヒ理事ヲ指定シテ組合ノ事務ヲ分掌ヒシム

一 物品ノ受入保管

二 物品ノ數量及品等ノ檢定

三 物品ノ販賣

四 會計及庶務

第十八條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス補欠選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十九條 辭任其ノ他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總代會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總代會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總代會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 理事及監事ハ名譽職トス

理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十一條 本組合ハ産業組合法第三十八條ノ二三依リ總代會ヲ設ク

第二十二條 總代ノ員數ハ何人トシ左ノ選出區域内ニ於ケル組合員ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ各一人ヲ互選ス

一 何村大字何

二 何村

三 何町大字何

四 何

理事、監事及本組合ノ事務員ハ總代タルコトヲ得ス但シ世話掛ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 總代ノ選舉ハ理事ノ指定シタル一人又多數人ノ組合員之ヲ管理シ組合員中ヨリ管理者

ノ指定シタル二人以上ノ立會人又立會ヲ以テ之ヲ行フ

第二十四條 總代選舉ノ方法ハ管理者ノ定ムル所ニ依ル

管理者ハ總代選舉ノ狀況ヲ記録シ之ヲ理事ニ報告スヘシ

第二十五條 總代ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

辭任其ノ他ノ事由ニ因リ總代ニ闕員ヲ生シタルトキハ遲滞ナク補闕選舉ヲ爲スモノトス

第十八條第二項第三項及第二十條ノ規定ハ總代ニ之ヲ準用ス

第二十六條 總代ハ其ノ選出區域内ニ於ケル組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ何時ニテモ之ヲ解任

スルコトヲ得

第十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 總代會ハ通常總代會及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回何月之ヲ開ク

臨時總代會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ

二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 總代又ハ總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十八條 總代會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ總代ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十九條 總代會ハ總代ノ半数以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

總代會ノ決議ハ出席シタル總代ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス但シ理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變

更及除名ノ決議ハ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第三十條 總代會ノ議長ハ組合長又ハ副組合長之ニ當ル組合長、副組合長共ニ事故アルトキハ理事

ノ一人之ニ代ル但シ總代會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席總代中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第三十一條 總代ハ二人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十二條 總代會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十三條 總代會ノ議事ニ關スル細則ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第三十四條 解散又ハ合併ノ決議ヲ爲サムトスルトキハ總會ヲ招集ス

總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス但シ其ノ決議ハ出席シタル組合員ノ四分ノ三以上ノ同意

アルコトヲ要ス

組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十五條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置ク

一 検査人何名

二 書記何名

三 世話掛何名

事務員ハ組合長之ヲ任免ス但シ検査人ニ在リテハ理事ノ合議ヲ要ス

第三十六條 検査人ハ理事ノ指揮ヲ承ケ取扱物品ノ數量及品等ノ檢定其ノ他技術上ノ事務ニ従事ス

書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

世話掛ハ組合業務ノ執行上必要アル場合ニ總代選出區域毎ニ組合員中ヨリ一人又ハ數人ヲ選任シ其ノ區域内ノ事務ヲ掌ラシム

第四章 事業ノ執行

(普通ノ販賣組合模範定款ニ依ルヘシ)

第五章 剩餘金處分及損失填補

(同 前)

第六章 加入及脱退

(同 前)

第七章 解散

(同 前)

第八章 附 則

(同 前)

蠶絲業ニ關スル模範定款

(農商務省) 明治三十九年十二月二十九日
(農務局調査) 官報七〇五二號登載

蠶絲業ニ關スル産業組合中購買組合ハ蠶種、種苗、肥料、農具、蠶病消毒用器具又ハ藥品等ノ購入ニ生産組合ハ蠶室、蠶病消毒用器具、殺蛹若ハ乾繭裝置、蠶種若ハ繭貯藏裝置等ノ使用ニ又ハ繭ノ加工ニ販賣組合ハ繭、蠶絲、蠶種等ノ販賣ニ(加工シテ販賣スル場合アリ)、信用組合ハ蠶絲業ニ要スル資金ノ融通ニ及零碎ナル餘財ノ貯蓄ニ、購買組合若ハ販賣組合ト兼營シ必要ナル資金ノ融通ニ及生産組合ト兼營シテ貯蓄金ノ利用ニ應用スルヲ得ヘシ其ノ何レノ組合ヲ設クヘキカノ問題ハ地方ノ事情及蠶絲家ノ業體ニ依リ一律ヲ以テ論シ難シ依テ左ニ三種ノ場合ヲ想像シテ定款ヲ作レリ

一 養蠶ヲ爲シ産繭ヲ乾燥シ販賣セントスル養蠶家ノ設立スル購買生産販賣組合

二 生産シタル生絲ノ揚返シヲ爲シ束裝荷造ヲ爲シ販賣セントスル製絲家ノ販賣組合

三 千五百人以上ノ組合員ヲ有シ總代會ヲ設ケテ總會ニ代ユル場合ニ於ケル販賣組合

有限責任、無限責任及保証責任ノ三種組織ノ適否ハ組合ノ種類、區域、組合員ノ資格、地方ノ事情等ニ依リ一定セス茲ニ有限責任ノミヲ示セリ

(一) 有限責任何々購買生産販賣組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事ヲ營ムヲ以テ目的ト爲ス

一 蠶業ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルコト

二 蠶業ニ必要ナル物ヲ備ヘ之ヲ組合員ニ使用セシムルコト

三 組合員ノ委托ヲ受ケ其ノ生産シタル繭ヲ販賣スルコト

第二條 本組合ハ有限責任何々購買生産販賣組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ住スル年齢十五歳以上ノ男子又ハ女子ニシテ養蠶ヲ爲ス者ニ限ル

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ズ

第八條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一 出資額ニ相當スル財産ニ對シテハ出資額ニ應シ算定ス

二 準備金ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三 特別積立金ニ對シテハ組合ヨリ購買シ並組合ニ委托シテ販賣シタル物品ノ價格及組合ニ支拂ヒタル使用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

組合ニ損失アリタル時ハ之ヲ填補シタル組合財産ノ科目ニ對スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及準備金

第九條 出資一口ノ金額ハ金十圓トス

第十條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金一圓トス

第十一條 第一回ノ拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外組合員ハ出資各口ニ付毎年七月迄ニ

金二圓以上ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十二條 産業組合法第十五條第二項第三號ノ事項ニ付テハ毎年七月三十一日迄ニ一回ニ取纏メテ

記載ヲ爲スモノトス

第十三條 組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一

ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十四條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ三分ノ一以上

ヲ積立ツルモノトス

第十五條 加入金、過怠金及第六十五條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ剩餘ハ之ヲ準備金ニ繰

入ルルモノトス

第十六條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル剩餘ノ少クトモ二分ノ一ハ特別積立金

トシテ之ヲ積立ツルモノトス

特別積立金ハ損失填補又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ償却ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ事業資金ノ融通其ノ他ニ之ヲ利用シ又ハ臨時ノ支出ニ之ヲ使用スルコトヲ得

剩餘金ヨリ準備金、特別積立金ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ之ヲ配當金ト爲スモノトス

第十七條 準備金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券若ハ總會ノ承認ヲ經タル地方債證券ヲ買入レ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十八條 本組合ニ理事三名、監事二名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

第十九條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 辭任其ノ他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認めタルトキ

二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認めタルトキ

三 總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十二條 總會ノ招集ハ少クトモ五日日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變更、除名、解散及合併ノ決議ハ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十四條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但シ總會ニ於テ必要ト認めタルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十五條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十六條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作リ議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十八條 理事ノ内一名ハ有給トシ其他ノ理事及監事ハ名譽職トス理事及監事ハ正當ノ理由ナク

シテ辭任スルコトヲ得ス

第二十九條 本組合ニ技術員何名ヲ置キ理事ノ合議ニ依リ組合長之ヲ任免ス
技術員ハ理事ノ指揮ヲ承ケ技術上ノ事務ニ従事ス

第三十條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第三十一條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アル者ヲ協議員ト爲スコトヲ得
協議員ハ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ組合ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十二條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第三十三條 組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一箇人ニ之ヲ預入ル、モノトス

第三十四條 理事ハ總會ノ承認ヲ經テ組合員ノ飼育スル蠶ノ名稱ヲ指定スルコトヲ得

第三十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

購買ノ部

第三十六條 本組合ニ於テ購買スル物品左ノ如シ

一 肥料、種苗、農蠶具、蠶種、蠶病消毒用藥品

二 其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物品

第三十七條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合外ヨリ前條ノ物品ヲ購買スルコトヲ得ス

第三十八條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其注文ニ應ジ第三十六條ノ物品ヲ便宜購買スルモノ

トス

第三十九條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム

第四十條 理事ハ必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシム
ルコトヲ得

第四十一條 組合員組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

第四十二條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ止ムコトヲ得サル事由アルトキハ六箇月ヲ超ヘサル期間代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得前項但書ノ場合ニ於テ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ附スルモノトス

第四十三條 理事代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシムルコトヲ得

生産ノ部

第四十四條 本組合ニ備フル物件左ノ如シ

一 蠶室、農蠶具、蠶病消毒用器具、蠶種貯藏裝置、殺蛹又ハ乾繭裝置、乾繭貯藏裝置

二 其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物

第四十五條 前條ニ掲ケタル物ノ使用ニ關スル手續ハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第四十六條 組合員ハ組合ノ裝置ヲ使用シテ出資一口毎ニ一事業年度内生繭何貫迄ヲ殺蛹、乾燥シ及乾繭何貫迄ヲ貯藏スルコトヲ得但シ裝置ニ餘裕アルトキハ此制限ニ依ラサルコトヲ得

第四十七條 組合員組合ニ備付ケタル物ヲ使用シタルトキハ總會ニ於テ定メタル場合ニ限り使用料ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十八條 前條ノ使用料ハ使用ヲ終リタル後一箇月以内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス組合員前項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ支拂フヘキ金額ノ千分ノ三ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

販賣ノ部

第四十九條 本組合ニ於テ販賣スル物品ハ乾繭トス但シ生繭ノ儘販賣スルコトアルヘシ

第五十條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セスシテ前條ノ物品ヲ販賣スルコトヲ得ス

第五十一條 組合カ組合員ヨリ物品ヲ受取リタルトキハ其ノ數量及品等ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

品等査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 組合員ハ其ノ賣却セムトスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第五十三條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日步ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十四條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總會ノ定メタル歩合金ヲ收納ス

第五十五條 一箇月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ハラズ毎

月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員カ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス

假渡ヲ受ゲタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス

第五十六條 物品受取當月中ニ賣却スルコト能ハサル物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第五十七條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス

第五章 剩餘金處分及損失填補

第五十八條 剩餘金ハ準備金及特別積立金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ其ノ年度ニ於テ組合ヨリ購買シ並組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價額及組合ニ支拂ヒタル使用料ヲ合計シタル金額ニ應シテ之ヲ爲スモノトス

第五十九條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第六十條 新ニ組合員タラントスル者ハ毎年何月中ニ申込書ニ加入金三十錢ヲ添ヘ理事ニ差出スルコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十一條 組合員其ノ持分ヲ讓渡サムトスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス持分ノ讓受人組

合員ニ非サル者ナルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外前條ノ規定ヲ準用ス

第六十二條 組合員脫退セムトスルトキハ少クトモ其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告ス

コトヲ要ス

第六十三條 死亡ニ依リ脫退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被ル相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第六十四條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

- 一 出資ノ拂込又ハ購買物品ノ代金若ハ使用料ノ支拂ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ
- 二 組合ヨリ購買シタル物品ヲ轉賣シタルトキ
- 三 組合ヨリ借受ケタル物ヲ他人ニ使用セシメ又ハ自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ヲ組合ニ對シ自己ノ生産物ナリト僞リタルトキ
- 四 自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ
- 五 第三十七條又ハ第五十條ノ規定ニ違背シ物品ヲ購買又ハ販賣シタルトキ
- 六 組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
- 七 犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十五條 組合員脫退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ニ止マルモノトス但シ死亡

禁治産其ノ他總會ニ於テ已ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脫退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 組合ノ解散

第六十六條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第八章 附 則

第六十七條 本組合設立當時ノ理事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理 事	何 某
理 事	何 某
監 事	何 某
監 事	何 某

(二) 有限責任何々生絲販賣組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル生絲及製絲ノ副産物ヲ販賣スルヲ以テ目的ト爲ス

第二條 本組合ハ有限責任何々生絲販賣組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村 何村及何村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ居住スル年齢以上ノ男子又ハ女子ニシテ生絲製造ヲ爲ス者ニ限ル

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ス

第八條 本組合ノ存立時期ハ三十箇年トス

第九條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一 出資額ニ相當スル財産ニ對シテハ出資額ニ應シ算定ス

二 準備金ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三 特別積立金ニ對シテハ組合員ニ配付シタル物品代金ニ應スルモノトシ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

組合ニ損失アリタル時ハ之ヲ填補シタル組合財産ノ科目ニ對スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及準備金

第十條 出資一口ノ金額ハ金拾圓トス

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金壹圓トス

第十二條 第一回ノ拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外組合員ハ出資各口ニ付毎年七月末及十一月末迄ニ各金壹圓以上ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十三條 産業組合法第十五條第二項第三號ノ事項ニ付テハ毎年十一月三十日迄ニ一回ニ取纏メテ記載ヲ爲スモノトス

第十四條 組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十五條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル過每事業年度ノ剩餘金ノ三分ノ一以上ヲ積立ツモノトス

第十六條 加入金、過怠金及第五十三條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ル、モノトス

第十七條 剩餘金カ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ特別積立金ト爲スモノトス

特別積立金ハ損失填補又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ償却ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ事業資金ノ融通其ノ他ニ之ヲ利用シ又ハ臨時ノ支出ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第十八條 準備金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券若ハ總會ノ承認ヲ經タル地方債證券ヲ買入レ又ハ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルノ外他ニ之ヲ利用ス

ルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十九條 本組合ニ理事三名、監事二名ヲ置ク
理事ハ組合長一名ヲ互選ス

第二十條 理事ノ任期ハ三箇年トシ、理事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス、理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ
後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條 辭任其ノ他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能
ハサル場合ニ限り臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕ヲ爲スコトヲ要ス
第二十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク
臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一 理事カ必要ト認メタルトキ
 - 二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ
 - 三 總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ
- 第二十三條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十四條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス
若シ半數ニ充タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス
前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變更、除名、解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ
四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十五條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但シ總會ニ於
テ必要ト認ムルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十六條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十七條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十八條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十九條 理事ノ内一名ハ有給トシ其ノ他ノ理事及監事ハ名譽職トス

理事及監事ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十條 本組合ニ検査人何名ヲ置キ理事ノ合議ニ依リ組合長之ヲ任免ス

検査人ハ理事ノ指揮ヲ承ケ生絲ノ検査其ノ他技術上ノ事務ニ従事ス

第三十一條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三十二條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アル者ヲ協議員ト爲スコトヲ得
協議員ハ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ組合ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十三條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十四條 本組合ニ於テ販賣スル物品ハ生絲及製絲ノ副産物トス

第三十五條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セスシテ前條ノ物品ヲ販賣スルコトヲ得ス

第三十六條 組合カ組合員ヨリ物品ヲ受取リタルトキハ其ノ數量及品等ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

品等査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 本組合ニ生絲場返器械ヲ備フ

組合員ヨリ受取リタル生絲ハ前項ノ器械ヲ以テ揚返ヲ爲シタル後束裝荷造ヲ爲シ之ニ本組合ノ證券ヲ付スルモノトス

第三十八條 組合員ハ其ノ賣却セムトスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第三十九條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ物品時價ノ十分八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總會ノ定メタル歩合金ヲ收納ス

第四十一條 一箇月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ハラズ毎年末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員カ委託シタル物品ノ數量ニ應ジテ之ヲ配分スルモノトス

假渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス

第四十二條 物品受取當月中ニ賣却スルコト能ハサリシ物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第四十三條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス

第四十四條 組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ之ヲ預入ル、モノトス

第四十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剩餘金處分及損失填補

第四十六條 剩餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組員合ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ其ノ年度ニ於テ組合員ニ配付シタル物品代金ニ應シテ之ヲ爲スモノトス

第四十七條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第四十八條 新ニ組合員タラムトスル者ハ毎年何月中ニ申込書ニ加入金二十錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組
合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第四十九條 組合員其ノ持分ヲ讓渡サムトスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス持分ノ讓受人組
合員ニ非サル者ナルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外前條ノ規定ヲ準用ス

第五十條 組合員脱退セムトスルトキハ少クトモ其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告スル
コトヲ要ス

第五十一條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相
續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト見
做ス此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第五十二條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
一 出資ノ拂込ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ
二 自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ
三 第三十五條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ賣却シタルトキ
四 組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
五 犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十三條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ニ止マルモノトス但シ死亡
禁治産其ノ他總會ニ於テ止ムヲ得サルモノト認メタル事由ニ依リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全
部ヲ拂戻スモノトス
除名若ハ轉住ノ爲メ又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ脱退當時ノ財産ニ依リ
之ヲ定ム此ノ場合ニ於ケル轉住又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ對シテハ拂込濟出資額及前年
度末ニ於ケル準備金特別積立金ニ對スル持分ヲ拂戻スモノトス但シ第五十一條ノ場合ニ於テハ此
ノ限ニ在ラス

第七章 組合ノ解散
第五十四條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル
第八章 附 則
第五十五條 本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改
選ス

理 事	何 某
理 事	何 某
監 事	何 某
監 事	何 某

(三) 有限責任何々生絲販賣組合(産業組合法第三十
八條ノ二ニ依リ總代会ヲ設クルモノ)定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ組合員ノ委托ヲ受ケ其ノ生産シタル生絲及製絲ノ副産物ヲ販賣スルヲ以テ目的トナス

第二條 本組合ハ有限責任何々生絲販賣組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村、何村及何村(何縣何々郡何々村同縣何々郡何々村)トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ居住スル年齢十五歳以上ノ男子又ハ女子ニシテ生絲製造ヲ爲ス者ニ限ル

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ス

第八條 本組合ノ存立時期ハ三十箇年トス

第九條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一 出資額ニ相當スル財産ニ對シテハ出資額ニ應シ算定ス

二 準備金ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三 特別積立金ニ對シテハ組合員ニ配付シタル物品代金ニ應スルモノトシ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

組合ニ損失アリタル時ハ之ヲ填補シタル組合財産ノ科目ニ對スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シ

テ控除シ持分ヲ算定ス

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及準備金

第十條 出資一口ノ金額ハ金拾圓トス

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金壹圓トス

第十二條 第一回ノ拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外組合員ハ出資各口ニ付毎年七月末及十二月末迄ニ各金一圓以上ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十三條 産業組合法第十五條第二項第三號ノ事項ニ付テハ毎年十一月三十日迄ニ一回ニ取纏メテ記載ヲ爲スモノトス

第十四條 組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十五條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ三分一以上ヲ積立ツルモノトス

第十六條 加入金、過怠金及第六十一條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ル、モノトス

第十七條 剩餘金カ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ特別積立金ト爲スモノトス

特別積立金ハ損失填補又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ償却ニ充ツルモノトス但シ總代ノ決議ニ依リ事業資金ノ融通其ノ他ニ之ヲ利用シ又ハ臨時ノ支出ニ之ヲ使用スルコトヲ得
第十八條 準備金ハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券若ハ總代會ノ承認ヲ經タル地方債券ヲ買入レ又ハ總代會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十九條 本組合ニ理事五名、監事二名ヲ置ク

理事ハ組合長副組合長各一名ヲ互選ス

第二十條 組合長ハ組合ノ事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第二十一條 組合長ハ左ノ區分ニ從ヒ理事ヲ指定シテ組合ノ事務ヲ分掌セシム

一 物品ノ受入保管

二 物品ノ數量及品等ノ檢定

三 物品ノ販賣

四 會計及庶務

第二十二條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ

後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總代會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總代會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總代會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 理事及監事ハ名譽職トス但シ總代會ノ決議ニ依リ理事ノ一部ヲ有給ト爲スコトヲ得 理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十五條 本組合ハ産業組合法第三十八條ノニ依リ總代會ヲ設ク

第二十六條 總代ノ員數ハ何人トシ左ノ選出區域内ニ於ケル組合員ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ各一人ヲ互選ス

一 何村大字何

二 何村

三 何町大字何

四 何

理事、監事及本組合ノ事務員ハ總代タルコトヲ得ス但シ世話掛ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 總代ノ選舉ハ理事ノ指定シタル一人又ハ數人ノ組合員之ヲ管理シ組合員中ヨリ管理者ノ指定シタル二人以上ノ立會人ノ立會ヲ以テ之ヲ行フ

第二十八條 總代選舉ノ方法ハ管理者ノ定ムル所ニ依ル

管理者ハ總代選舉ノ狀況ヲ記錄シ之ヲ理事ニ報告スヘシ

第二十九條 總代ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

辭任其ノ他ノ事由ニ因リ總代ニ關員ヲ生シタルトキハ遲滯ナク補闕選舉ヲ爲スモノトス

第三十條 總代ハ其ノ選出區域内ニ於ケル組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ何時ニテモ之ヲ解任ス

ルコトヲ得

第三十一條 總代會ハ通常總代會及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總代會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ

二 監事カ產業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 總代又ハ總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第三十二條 總代會ノ招集ハ少クとも五日前ニ書面ヲ以テ總代ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第三十三條 總代會ハ總代ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

總代會ノ決議ハ出席シタル總代ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變

更及除名ノ決議ハ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第三十四條 總代會ノ議長ハ組合長又ハ副組合長之ニ當ル組合長副組合長共ニ事故アルトキハ理事

ノ一人之ニ代ル但シ總代會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席總代中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第三十五條 總代ハ二人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十六條 總代會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及理事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十七條 總代會ノ議事ニ關スル細則ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第三十八條 解散又ハ合併ノ決議ヲ爲サムトスルトキハ總會ヲ招集ス總會ニ關スル規定ハ總會ニ

之ヲ準用ス但シ其ノ決議ハ出席シタル組合員ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十九條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置ク

一 検査人 何 名

二 書記 何 名

三 世話掛 何 名

事務員ハ組合長之ヲ任免ス但シ検査人ニ在リテハ理事ノ合議ヲ要ス

第四十條 検査人ハ理事ノ指揮ヲ承ケ取扱物品ノ數量及品等ノ檢定其ノ他技術上ノ事務ニ従事ス

書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

世話掛ハ組合業務ノ執行上必要アル場合ニ總代選出區域毎ニ組合員中ヨリ一人又ハ數人ヲ選任シ

其ノ區域内ノ事務ヲ掌ラシム

第四章 事業ノ執行

第四十一條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第四十二條 本組合ニ於テ販賣スル物品ハ生絲及製絲ノ副産物トス

第四十三條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セスシテ前條ノ物品ヲ販賣スルコトヲ得ス

第四十四條 組合カ組合員ヨリ物品ヲ受取リタルトキハ其ノ數量及品等ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

第四十五條 本組合ニ生絲揚返器械ヲ備フ品等査定ノ方法及標準ハ豫メ總代會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 組合員ハ其ノ賣却セントスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十七條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十八條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總代會ノ定メタル日歩合金ヲ收納ス

第四十九條 一箇月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ハラズ毎月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員カ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス

假渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス

第五十條 物品受取當月中ニ賣却スルコト能ハサリシ物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第五十一條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス

第五十二條 組合ニ餘裕金アルトキハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ之ヲ預入ルルモノトス

第五十三條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剰餘金處分及損失填補

第五十四條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ其ノ年度ニ於テ組合員ニ配付シタル物品代金ニ應シテ之ヲ爲スモノトス

第五十五條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第五十六條 新ニ組合員タラムトスル者ハ毎年何月中ニ申込書ニ加入金二十錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十七條 組合員其持分ヲ讓渡サムトスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス
持分ノ讓受人組合員ニ非サル者ナルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外前條ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 組合員脱退セムトスルトキハ少クトモ其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十九條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第六十條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總代會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
一 出資ノ拂込ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

二 自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ

三 第四十三條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ賣却シタルトキ

四 組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ

五 犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十一條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込済出資額ニ止マルモノトス但シ死亡

禁止産其ノ他總代會ニ於テ已ムヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ之全部ヲ拂戻スモノトス

除名若ハ轉住ノ爲又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ脱退當時ノ財産ニ依リ之ヲ定ム此ノ場合ニ於ケル轉住又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ對シテハ拂込済出資額及前年度末ニ於ケル準備金並ニ特別積立ニ對スル持分ヲ拂戻スモノトス但シ第五十九條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第七章 組合ノ解散

第六十二條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル

第八章 附 則

第六十三條 本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理	理	理	理	理	理
事	事	事	事	事	事
何	何	何	何	何	何
某	某	某	某	某	某

克 何 何 何 何 何

家禽業ニ關スル模範定款

(農商務省) 明治四十年四月二十九日官報
農務局調査 第七一四六號登載

家禽業ニ關シ産業組合ノ應用ハ信用組合、販賣組合、購買組合、生産組合共ニ緊要ナリト雖モ茲ニハ唯購買及販賣ニ關スル有限責任組織ノ定款ノミヲ示セリ尙ホ已ニ公示シタル各種ノ模範定款ヲ參考スヘシ

(一) 有限責任何々家禽購買販賣組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 種禽、種卵及養禽ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルコト

二 組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル家禽、卵及養禽副産物ヲ販賣スルコト

第二條 本組合ハ有限責任何々家禽購買販賣組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村、何村及何村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域何ニ住スル年齢十五歳以上ノ男子又ハ女子ニシテ養禽ヲ爲ス者ニ限ル

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ス

第八條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一 出資額ニ相當スル財産ニ對シテハ出資額ニ應シ算定ス

二 準備金ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三 特別積立金ニ對シテハ組合ヨリ購買シ及組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價格ヲ合計シタル金額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

組合ニ損失アリタル時ハ之ヲ填補シタル組合財産ノ科目ニ對スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シテ持分ヲ算定ス第十六條第二項ニ依リ特別積立金ヲ設備費ノ償却又ハ臨時ノ支出ニ使用シタル場合ニ於テ亦同シ

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及準備金

第九條 出資一口ノ金額ハ金五圓トス

第十條 出資第一回拂込金額ハ一口ニ付金五十錢トス

第十一條 第一回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外組合員ハ出資各口ニ付毎年一月末及七月末迄ニ各金十錢以上ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十二條 産業組合法第十五條第二項第三號ノ事項ニ付テハ毎年七月三十一日迄ニ一回ニ取纏メテ記載ヲ爲スモノトス

第十三條 組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收ス

第十四條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金三分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十五條 加入金、過怠金及第六十條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ剩餘ハ之ヲ準備金ニ繰入ルモノトス

第十六條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル剩餘ノ少クトモ二分ノ一ハ特別積立金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

特別積立金ハ損失填補又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ償却ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ事業資金ノ融通其ノ他ニ之ヲ利用シ又ハ臨時ノ支出ニ之ヲ使用スルコトヲ得

剩餘金ヨリ準備金、特別積立金ヲ控除シテ尙剩餘アルトキハ之ヲ配當金ト爲スモノトス

第十七條 準備金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券若ハ總會ノ承認ヲ經タル地方債券ヲ買入レ又ハ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十八條 本組合ニ理事三名、監事三名ヲ置ク
理事ハ組合長一名ヲ互選ス

第十九條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨グス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 辭任其ノ他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク
臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ

二 監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十二條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス若シ半數ニ充タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス
前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變更、除名、解散及合併ノ決議ハ總組合員半数以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十四條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但シ總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十五條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十六條 總會ノ決議ハ理事之ヲ作リ議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十八條 理事ノ内一名ハ有給トシ其ノ他ノ理事及監事ハ名譽職トス

理事及監事ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十九條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三十條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アル者ヲ協議員ト爲スコトヲ得協議員ハ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ組合ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第三十一條 本組合ニ世話掛何名ヲ置キ組合員中ヨリ之ヲ委嘱ス

世話掛ハ理事ノ指定ニ依リ組合業務ノ執行上必要ナル事務ヲ掌ルモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十二條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十三條 組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若ハ一個人ニ之ヲ預入ルルモノトス

第三十四條 事務執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

購買ノ部

第三十五條 本組合ニ於テ購買スル物品左ノ如シ

一 種食、種卵

二 孵卵及育雛用器具器械、飼禽用器具器械

三 飼料、藥品

四 其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物品

第三十六條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合外ヨリ前條ノ物品ヲ購買スルコトヲ得ス

第三十七條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ應シ第三十五條ノ物品ヲ便宜購買スルモノトス

第三十八條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム

第三十九條 理事ハ必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第四十條 組合員組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

第四十一條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ止ムコトヲ得サル事由アルトキハ六ヶ月ヲ超ヘサル期間代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ附スルモノトス
第四十二條 理事代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證
人ヲ立テシムルコトヲ得

販賣ノ部

第四十三條 本組合ニ於テ販賣スル物品ハ家禽、卵、羽毛及糞トス

第四十四條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セズシテ前條ノ物品ヲ販賣スルコト
ヲ得ス

第四十五條 理事ハ組合員カ物品ヲ組合ニ差出スヘキ時期ヲ指定スルコトヲ得

第四十六條 組合カ組合員ヨリ物品ヲ受取リタルトキハ其ノ數量及品等ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ
通知スルモノトス

前項ノ査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

受取物品中品等不良ナルモノハ之ヲ組合員ニ返付スルコトヲ得

第四十七條 組合員ハ其ノ賣却セムトスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十八條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ
其ノ額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日步ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十九條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總會ノ定メタル歩合金ヲ收納ス

第五十條 販賣シタル物品ノ代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ハラヌ毎年六月末及十
二月末ノ二期ニ分テ各品等ニ付之ヲ計算シ組合員カ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スル
モノトス

假渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス

第五十一條 物品受取當期中ニ賣却スルコト能ハサリシ物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等物
品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第五十二條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス

第五章 剩餘金所分及損失填補

第五十三條 剩餘金ハ準備金及特別積立金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ有サレハ之ヲ組合員
ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ其ノ年度ニ於テ組合ヨリ購買シ及組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價格ヲ合計シタ
ル金額ニ應シテ之ヲ爲スモノトス

第五十四條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第五十五條 新ニ組合員タラムトスル者ハ每年十二月中ニ申込書ニ加入金二十錢ヲ添テ理事ニ差出
スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組

合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十六條 組合員其ノ持分ヲ讓渡サムトスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス
持分ノ讓受人組合員ニ非サル者ナルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外前條ノ規定ヲ
準用ス

第五十七條 組合員脱退セムトスルトキハ少クトモ其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告ス
ルコトヲ要ス

第五十八條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相
續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サスシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看
做ス此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第五十九條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
一 出資ノ拂込又ハ購買物品ノ代金ノ支拂ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ
二 組合員ヨリ購買シタル物品ヲ轉賣シタルトキ

三 自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ
四 第三十條又ハ第四十四條ノ規定ニ違背シ物品ヲ購買又ハ販賣シタルトキ

五 組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
六 犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ニ止マルモノトス但シ死亡、

禁治産其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分
ノ全部ヲ拂戻スモノトス

除名ハ轉住ノ爲又ハ死亡ノ爲脱退シタル組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ脱退當時ノ財産ニ依リ之ヲ定
ム此ノ場合ニ於ケル轉住又ハ死亡ノ爲脱退シタル組合員ニ對シテハ拂込濟出資額及前年度末ニ於
ケル準備金ニ對スル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス但シ第五十八條ノ場合ニ於テハ此ノ限
ニ在ラス

第七章 組合ノ解散

第六十一條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第八章 附 則

第六十二條 本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改
選ス

理 事	理 事	理 事	監 事
何 某	何 某	何 某	何 某

○組合設立の許可を受けたる時は如何なる手續を要するか

允

地方長官から設立の許可がありましたら十日以内に第一回拂込を催告し拂込を了した日から二週間内に組合の事務所所在地を管轄する登記所にて設立の登記を受けますので登記を済ましたならば總會を招集して事業細則議事細則とか其他諸規則を制定することと産業組合法施行規則第十二條に規定してある一事業年度内に組合に借入るゝことを得べき最高金額信用組合であつたならば一事業年度内に於て一組合員に貸付することを得る最高金額等を決議して事業執行上差支なき様にし、其議決してる事項は遅滞なく地方長官に報告するのです

設立登記を受けるには如何なる手續に依り如何なる書類を要するか、先づ第一に組合原簿と云ふものを作成し第二に理事監事の印鑑簿を作成し設立登記申請書と共に登記所に差出すのです其書式は

印鑑簿用紙原紙縦五寸横一寸

長崎縣何郡何村大字何々番地
 何々責任何々組合理事 何 某
 印鑑

産業組合登記申請

- 一 登記の目的 産業組合設立の登記
- 一 登記の事由

一名稱

有限責任何々信用組合

二組織

有限責任

三事務所

長崎縣何郡何村大字何々番地

四目的

組合員の産業を發達せしめんが爲め資金の貸付と勤儉の美風を養ふ爲め貯金の便宜を得せしむること

五設立許可の年月日

明治何年何月何日

六出資壹口の金額

金貳拾圓

七出資拂込の方法

第壹回拂込金額を金貳圓とし第壹回拂込後は剩餘金より拂込に充つるの外明治四拾參年參月末日金參圓

明治四拾參年五月末日金參圓

明治四拾參年七月末日金參圓

明治四拾參年九月末日金參圓

明治四拾參年拾壹月末日金參圓

明治四拾四年壹月末日拂込未済額全部

八理事の住所氏名

長崎縣何郡何村大字何々番地

何 某

九監事の住所氏名

長崎縣何那何村大字何々何番地
 何ノ 某
 長崎縣何那何村大字何々何番地
 何ノ 某
 長崎縣何那何村大字何々何番地
 何ノ 某

十存立時期及解散の事由

存立時期設立許可の日より向ふ參拾箇年解散の事由定めず

一登録税

金壹圓

一添付書類

壹通

一長崎縣知事よりの設立許可書

注意(保証責任組合登記の場合には各組合員の保証金額を証する書面、無限責任組合登記の場合には各組合員の加入を証する書面
 かも添付する事)

右登記相成度此段申請候也

長崎縣何那何村大字何々何番地に事務所を有する

明治何年何月何日

申請人 有限責任何々信用組合

何縣何那何村大字何何番地 某印

右理事 何 之 某印

何縣何那何村大字何何番地 某印

右理事 何 之 某印

何縣何那何村大字何何番地 某印

右理事 何 之 某印

何縣何那何村大字何何番地 某印

右監事 何 之 某印

何縣何那何村大字何何番地 某印

何區裁判所御中 何 之 某印

組合原簿のことは産業組合法第十五條に規定あり又産業組合登記取扱手續第七條第八條第九條第十條に其調製方を規定してありますから左に産業組合登記取扱手續を掲げ置きます

○産業組合登記取扱手續 (四十二年八月十六日司法省令第十七號改正)

第一條 産業組合登記簿ハ附録第一號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

- 第二條 産業組合聯合會登記簿ハ附録第一號雛形ニ準シ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 第三條 産業組合中央會登記簿ハ附録第二號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 第四條 産業組合登記見出帳ハ附録第三號雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ
- 第五條 産業組合登記受附帳ハ附録第四號雛形ニ依リ毎年之ヲ調製スヘシ
受附番號ハ一个年毎ニ更新スヘシ
- 第六條 登記所ニハ登記簿、組合原簿、聯合會原簿、見出帳及ヒ受附帳ノ外左ノ帳簿ヲ備フ
 - 一 謄本抄本證明書交付帳
 - 二 申請書囑託書通知書附屬書類綴込帳
 - 三 受領證原符元帳
 - 四 決定原本綴込帳
 - 五 登記簿謄本綴込帳
 - 六 登記濟證交付帳
 - 七 抗告書類綴込帳
 - 八 印鑑簿
- 第七條 前條第一號乃至第七號ノ帳簿ハ一个年毎ニ別冊ト爲スヘシ
- 第八條 組合原簿ハ附録第五號乃至第七號雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ
聯合會原簿ハ附録第五號及ヒ第七號雛形ニ準シ之ヲ調製スヘシ

- 第九條 組合原簿ヲ作成スルニハ美濃判大ノ紙料ヲ用フヘシ
- 第十條 申請人ハ組合原簿ノ表紙ニ署名捺印スヘシ
組合原簿ノ用紙ニハ丁數ヲ記入シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ
前二項ノ場合ニ於テ理事又ハ監事カ多數ナルトキハ各一人ノ署名捺印又ハ契印ヲ以テ足ル
- 第十一條 無限責任組合及ヒ保證責任組合ノ區域ヲ定メタル場合ニ於テハ其區域ニ屬スル行政區畫
又ハ大字若クハ字ノ名稱ヲ組合原簿ノ表紙ノ裏面ニ記載スヘシ
- 第十二條 組合原簿カ二冊以上ナルトキハ申請人ハ各冊ノ表紙ニ其冊數ヲ記載スヘシ
- 第十三條 組合原簿、聯合會原簿及ヒ印鑑簿ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ
受附帳及ヒ登記簿謄本綴込帳ハ十年間之ヲ保存スヘシ
決定原本綴込帳及ヒ抗告書類綴込帳ハ五年間之ヲ保存スヘシ
謄本抄本證明書交付帳、受領證原符元帳及ヒ登記濟證交付帳ハ三年間之ヲ保存スヘシ
前三項ノ帳簿ノ保存期限ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス
- 第十四條 産業組合法第九條第二項但書ノ場合ニ於テハ設立登記ノ申請書ニ地方長官ノ認可書又ハ
其認證アル謄本ヲ附スヘシ
- 第十五條 組合カ其主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外ニ移轉シタル場合ニ於テ新所在地ノ登記所ニ登
記ヲ申請スルトキハ更ニ組合原簿ヲ差出スヘシ但組合原簿ニハ現存ヒル事項ノミヲ記載スヘシ
- 第十六條 産業組合法第六十六條ノ場合ニ於テ主タル事務所所在地ノ登記所ニ設立ノ登記ヲ申請スル

トキハ申請書ニ定款、總會ノ議録又ハ總組合員ノ同意ヲ證スル書面及ヒ地方長官ノ認可書又ハ其
認證アル謄本ヲ添付シ且組合原簿ヲ差出スヘシ

第十七條 産業組合法第六十八條ノ規定ニ依リ組合カ其組織ヲ變更シタル場合ニ於テ主タル事務所
所在地ノ登記所ニ其登記ヲ申請スルトキハ同時ニ組合原簿ヲ差出スヘシ

第十八條 裁判所カ清算人ヲ選任又ハ解任シタル場合ニ於ケル登記ノ申請書ニハ裁判ノ謄本ヲ添付
スヘシ

第十九條 登記ノ申請書ニハ登記事項ニ付キ總會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テハ其決議録總組合員ノ
同意ヲ要スル場合ニ於テハ其同意ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第二十條 産業組合法第二十二條第二項ニ依ル登記ノ嘱托ニ付テハ登録ヲ要セス

第二十一條 無限責任組合原簿及ヒ保證責任組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其中
請書ニ變更シタル事項ノ記載アル用紙ヲ編綴セル組合原簿ノ冊數及丁數ヲ記載スヘシ但組合員ノ
加入ニ因ル組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

第二十二條 無限責任組合員ノ加入ニ因リ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書
ニ總組合員ノ同意ヲ證スル書面ノ外加入シタル組合員ノ加入ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

保證責任組合員ノ加入ニ因リノ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請ニ加入シタ
ル組合員ノ保證金額ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第二十三條 前條ノ場合ニ於テハ組合ニ加入シタル組合員ニ付キ追加組合原簿甲部用紙ヲ除クヲ差

出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ加入シタル組合員カ多數ナルトキハ申請書ニハ組合原簿ニ掲ケタル筆頭ノ者ノ
ミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第十條ノ規定ハ第一項ノ追加組合原簿ニ之ヲ準用ス

第二十四條 前條ノ規定ニ依リ差出シタル追加組合原簿ハ前ノ組合原簿ニ編綴シ登記官吏其綴目ニ
契印スヘシ

第二十五條 前三條ノ規定ハ組合員ニ非サル者カ無限責任組合員又ハ保證責任組合員ノ持分ヲ讓受
ケタルニ因リ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 第二十三條及ヒ第二十四條ノ規定ハ産業組合法第六十六條ノ場合ニ於テ合併後存續ス
ル無限責任組合又ハ保證責任組合カ組合員ノ増加シタルニ因リ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲
ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 第十九條ノ規定ハ組合原簿ノ記載ノ申請ニ之ヲ準用ス

第二十八條 組合カ産業組合法第十五條ノ二第二項ノ規定ニ依リ登記所ニ通知ヲ爲ス場合ニ於テハ
通知書ニ大字若クハ字又ハ其名稱ニ變更アリタル事由及ヒ其年月日ヲ記載スヘシ

第二十九條 登記官吏カ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ受附帳ニ通知事項ノ要旨、通知ヲ爲シタル組
合ノ名稱、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ通知書ニ受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載スヘシ
但通知事項ノ要旨ハ登記ノ目的欄ニ、通知ヲ爲シタル組合ノ名稱ハ申請人ノ氏名欄ニ之ヲ記載ス

第二十條 組合カ其事務所ヲ移轉シタル場合ニ於テ産業組合法第十六條ノ規定ニ依リ同法第十四條
第一項ニ定メタル登記ヲ爲シタルトキ又ハ同法第六十六條ノ規定ニ依リ設立ノ登記ヲ爲シタルト
キハ登記用紙中豫備欄ニ其事由ヲ記載スヘシ

第三十一條 主タル事務所ニ非サル事務所ノ廢止ノ登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲シ登記用紙ヲ
閉鎖スヘシ
前項ノ規定ハ登記所ノ管轄内ニ主タル事務所又ハ他ノ主タル事務所ニ非サル事務所アル場合ニハ
之ヲ適用セス

第三十二條 組合ノ理事又ハ監事カ任期満了ノ後再選セラレタルニ因リ變更登記ノ申請アリタルト
キハ新ニ選任セラレタルト同一ノ登記及ヒ公告ヲ爲スヘシ

第三十三條 産業組合法第十五條ノ二第三項ノ場合ニ於テハ登記簿ニ變更ノ登記ヲ爲シタルトキト
雖モ公告ヲ爲スコトヲ要セス

第三十四條 登記官吏カ登記ヲ爲シタルトキハ組合原簿ノ表紙ニ登記番號、受附ノ年月日及ヒ受附
番號ヲ記載スヘシ

第三十五條 組合原簿ハ各組合毎ニ各別ニ之ヲ保存スヘシ但有限責任組合原簿ハ之ヲ合綴スルコト
ヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ合綴シタル帳簿ニ目錄ヲ附スヘシ

第三十六條 組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請アリタルトキハ前ノ組合原簿中相當部分ノ變更欄ニ其記
載ヲ爲スヘシ

第三十七條 無限責任組合員又ハ保證責任組合員ノ脫退ニ因リ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請アリタ
ルトキハ組合原簿中相當部分ノ變更欄ニ其記載ヲ爲シ脫退シタル組合員ノ氏名ヲ朱抹スヘシ

第三十八條 産業組合法第十五條ノ二第一項及ヒ第二項ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ無限責任組合原
簿及ヒ保證責任組合原簿ノ表紙ノ裏面ニ行政區畫、大字若クハ字又ハ其名稱ノ變更アリタルコト
及ヒ其年月日ヲ記載シ其表紙ノ裏面ニ記載シタル行政區畫、大字若クハ字又ハ其名稱ヲ變更スヘ
シ

第三十九條 前條ノ規定ニ依リテ大字若クハ字又ハ其名稱ヲ變更シタルトキハ産業組合法第十五條
ノ二第三項ノ規定ニ依ル組合原簿ノ記載ノ變更ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十條 無限責任組合原簿又ハ保證責任組合原簿ノ甲部用紙中變更欄カ記載ヲ爲スヘキ餘白ナキ
ニ至リタルトキハ登記官ハ其組合原簿ニ甲部ノミノ繼續用紙ヲ編綴シ變更欄ニ變更ノ記載ヲ爲ス
ヘシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ前用紙及ヒ繼續用紙中適當ノ場所ニ便宜ノ方法ヲ以テ交互參看ノ符
號ヲ附記スヘシ

前用紙中他ノ變更欄ニ餘白アルトキハ其欄ニ記載スヘキ事項ニ付テハ仍ホ之ニ記載ヲ爲スヘシ

前三項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ設クル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條 無限責任組合原簿又ハ保證責任組合原簿ノ乙部用紙中或組合員ノ變更欄カ記載ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ登記官吏ハ其組合原簿ニ乙部ノミノ繼續用紙ヲ編綴シ之ニ其組合員ノ氏名、住所等ヲ移シタル上變更欄ニ變更ノ記載ヲ爲スヘシ

前條第二項及ヒ第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 第四十條ノ規定ハ有限責任組合原簿ニ之ヲ準用ス

第四十三條 産業組合法第七十九條第一項但書ノ場合ニ於テハ登記ノ申請書ニ地方長官ノ認可書又ハ其認證アル謄本、同條第二項ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可書又ハ其認證アル謄本ヲ添附スヘシ

第四十四條 産業組合法第八十條第一項但書ノ場合ニ於テハ登記ノ申請書ニ地方長官ノ認可書又ハ其認證アル謄本ヲ添附スヘシ

第四十五條 登記官吏カ産業組合聯合會ノ登記ノ申請書ヲ受取リタルトキハ産業組合登記受附帳ニ記入スヘシ

第四十六條 産業組合聯合會ノ登記及産業組合聯合會原簿ノ記載ニ付テハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除ク外産業組合ノ登記及ヒ産業組合原簿ノ記載ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十七條 第十八條乃至第二十條、第二十八條乃至第三十三條及ヒ第四十五條ノ規定ハ産業組合中央會ノ登記ニ之ヲ準用ス

第四十八條 不動産登記法施行細則第四條、第五條、第二十條乃至第二十四條、第二十七條、第三

十三條乃至第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十七條、第五十一條及ヒ商業登記取扱手續第六條、第七條、第九條乃至第二十條、第二十三條乃至第三十三條、第四十四條、第四十六條ノ規定ハ産業組合、産業組合聯合會及ヒ産業組合中央會ノ登記ニ之ヲ準用ス

附 則

第四十九條 本令ハ明治四十二年法律第二十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 明治三十三年司法省令第廿九號産業組合登記取扱手續ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第五十一條 本令施行前ニ設立ノ登記ヲ爲シタル組合カ産業組合法第十五條第一項第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルニ因リ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ更ニ本令ニ定メタル組合原簿ヲ差出スヘシ

前項ノ組合原簿ニハ變更前ノ出資ノ總口數及ヒ拂込ミタル出資ノ總額ヲ記載スヘシ

第五十二條 本令施行前ニ登記シタル事項ノ變更又ハ消滅ノ登記ハ從來ノ登記簿ニ之ヲ爲スヘシ

第五十三條 本令施行前ニ調製シタル産業組合登記簿ハ既ニ登記ヲ爲シタルモノナルト否トヲ問ハス當分ノ内其儘之ヲ使用スルコトヲ得

附録第一號

産業組合登記簿

區裁判所

紙數表紙ヲ除キ 枚

地方裁判所長

				號			第		登記番	
二十	十一	十	九	六	五	四	三	二	一	登記及年月日 官印登テ十欄マ 明治年月日登記
住氏人清 所名ノ算 明治年月日登記	月由解散 日及ヒノ年事 明治年月日登記	散期存 ノ又立 事ハノ 由解時	所名ノ監 住氏事	六 ノ出資一口 金額	五 ノ設立許可 年月日	四 目 的	三 事務所	二 組 織	一 名 稱	明治年月日 第一欄
備				八				七		
				所名ノ理 住氏事				法ノ拂出 方込資		
				丁						

更	變	更	變
更	變	更	變

丁

更	變	更	變
更	變	更	變

丁

更	變	更	變
更	變	更	變

丁

更	變	更	變
更	變	更	變

丁

附録第六號 無限責任何々 組合ノ 名稱ノ 組合原簿 理事 監事

更 變
更 變

更 變	丁	更 變	口數	ノ總	出資	稱名	甲部
更 變		更 變	拂ミ出タ ルミ出 資ノ額				

更 變		組合員ノ 氏名住所ノ	更 變		組合員ノ 氏名住所ノ
更 變			更 變		
更 變		組合員ノ 氏名住所ノ	更 變		組合員ノ 氏名住所ノ
更 變			更 變		

丁

乙部

更 變		口 數	ノ 總	出 資	稱 名
更 變					
更 變		總 額	資 ノ	ル 出	拂 込
更 變					

丁

甲部

附錄第七號

保證責任何々
組合ノ
名稱ノ
組合原簿

監 理
事 事

丁	更	變	保證金額	組合員ノ 氏名住所
	更	變	保證金額	組合員ノ 氏名住所

乙部

更	變
更	變

更	變	保證金額	組合員ノ 氏名住所
更	變	保證金額	組合員ノ 住所氏名

○變更登記のこと

前述の外に登記を受けねばならぬことか、産業組合に所々にあります

設立の登記は、産業組合法第十三條第十六條第九十八條に規定してあるので、申請書式も前に述べたる如くなるが、外に變更登記として産業組合法第十四條第二項前項に掲げたる事項中に、變更を生じたるときは二週間内に其登記を爲すべしとあります其事柄を列擧すれば

事務所移轉の登記 是れは産業組合法第十六條中に民法第四十八條の規定を準用すとあるから其事務所を移轉したるときは舊所在地の登記所に移轉したることを登記し、新所在地の登記所に總ての事項則ち設立の登記と同じ登記を受けるのです、同一登記所管轄内なれば何れより何れに移轉したと云ふ登記を受ければ宜しいのです

△出資一口金額の減少の登記 是れは産業組合法第百條に規定してある、書類を添付して變更を申請するので、其添付書類は一、地方長官の認可書二、出資減少したることを組合の債權者に催告して異議なかりしこと又は辨濟を爲したること、擔保を提供したることを證明することを得る書面

△保証金額の減少登記 是れは出資一口金額の減少の場合と同じ

○理事監事の氏名住所變更登記

○組合原簿の變更登記

右の中△印のものは産業組合法第百三條に依り理事監事の全員で登記を申請せねばならぬのですが

○印のものは理事の一人にて登記を申請すれば宜しいのです變更登記申請書式は

産業組合登記申請

一登記の目的 理事の住所氏名變更登記

一登記の事由

長崎縣何郡何村大字何々番地

何 之 某

長崎縣何郡何村大字何々番地

何 某

に變更

一登録税 金五拾錢

一添付書類

一總會之決議書

右登記相成度此段申請候也

長崎縣何郡何村大字何々番地に
事務所を有する

年 月 日

申請人 無限責任何々組合
右理事 何 某

何區裁判所御中

尙組合の解散合併に就ても登記の申請をせねばなりません。

○組合は何人が事業を行ひ事務を處理して行くか

組合は法人と云ふて肉体のない人格者でありますから、意思も動作も機關に依らなければならぬの
です、其機關は三つあります、意志の機關としては總會と云ふものです總會の決議したことは組合
の意思であります、理事機關としては理事であります理事は總會の決議に依て組合の事務事業を爲
して行くのであります、監査機關としては監事であります監事は理事が事務を採り事業を執行する
に總會の決議に反することなきか、疚しきことは爲し居らぬか、組合の財産の状況等を監査するの
であります、此三つの機關が正實に活動するときは、組合は無病健全であります但其内一つでも働
らさが欠けるとか、我利を謀る者があるときは、病的組合となるのでありますから、組合の役員た
るものは誠實に働かねば組合の利益を計ると云ふことは、六ヶ敷のす是組合に信用の厚き人物の
必要なる所以であります就中組合の總ての仕事を受持て居る理事の適否は組合の盛衰組合の利害、
最關係深き故其の人撰に就ては充分の注意を要することでありませぬ

○總會を招集するには如何なる手續を要するか

總會を招集するには、第一に招集狀を作りて少くとも開會する五日前に開會の事を知り得られる様
各組合員に回すのです、其招集者は大概理事であります、場合に依りましては監事がすることも
あります、招集者は記名捺印して置かねばなりません、招集狀の書式は

招集狀

一 會議の種類 通常總會(又は臨時總會)

一 開會の年月日 明治何年何月日午前(后)何時

一 開會の場所 長崎縣何郡何村大字何何番地何何組合事務所

一 決議を要する事項

一 事業細則制定

一 産業組合法施行規則第十二條の事項

右及通知候也

明治何年何月何日

何々責任何々組合

理事(又は監事)

何

某 印

組合員 何 某殿

全 何 某殿

全 何 某殿

長崎縣では産業組合法施行規程(明治三十九年一月)の第六條に組合總會を開かんとする時は開會時日場
所、總會に付議すべき事件を具し、開會十日前に知事に報告し、又決議の要項を閉會五日以内に知事
に報告する事になりて居ります

○信用評定

信用組合の事業中、資金の貸付と云ふことがあります、此貸付を爲すに理事は何を標準に組合員へ金を貸し付けるか、明瞭でありませぬから組合は信用評定委員なる者を組合員中より選任して、各組合員の信用を評定し信用程度表と云ふものを作成せしめるのです、理事は此表を參酌して貸付金高を定めて貸付をして行くのです、然しながら信用程度表は、必しも信用評定委員で無ければ作れないと云ふ譯でありませぬから、外に各組合員の信用程度を知ることが得ますれば、評定委員を置くを要せぬのであります、

信用程度表は何を標準に如何様に作成するか、信用と云ふ事は前にも少し述べて置きましたが對人信用と對物信用との二つがあることです、此二方面から調査するのが適當と思ひます、故に對人信用の方をば性質品行家庭等を標準に五十を満点とし、對物信用の方は動産、不動産の所有借財の有無等を標準に五十を満点として定め總會に於て決議したる、一組合員に貸付すべき最高金額を百点の信用として左の表を作ります、

採点の方法は各評定委員が、各別に前標準に依り各組合の信用を採点したる後ち、各評定委員の採点を各組合員毎に集計し評定委員の數にて除したるものを確定採点とするも一方法です

信用程度表

對人信用点	對物信用点	集計点	信用金額	組合員の氏名
四二	三〇	七二	一〇八	川端水害
二八	四八	七六	一一四	畦上腰藏
五〇	四〇	九〇	一三五	田中安全
三五	五〇	八五	一二七	山家清
四五	二五	七〇	一〇五	池尻溝

○貯金せしむるには如何なる方法が宜敷か

信用組合に貯金せしむるは成可く引出しの少なき貯金が必要なのです、何故なれば信用組合の貸付金は出資と貯金と借入金との三つからするので、組合は貯金を利用して組合員に貸付を爲すにより、引出の頻繁な貯金は其拂戻の準備として絶へず遊金として置かねばならぬ、利子を支拂て行かねばならぬ金を拂戻準備として置くのは組合の爲めに不利益のみならず、組合員も貯金を有利なる事業に使用することが出来ないうです、故に据置貯金と云ふて二ケ年とか三ケ年とか拂戻をせないと云ふ、貯金方法を探たならばよいと思ふのです夫れから貯金をさするには、勤儉せしむるを可とす、假令ば組合員が夜間遊ぶ時間を利用して繩を縛ふとか、手仕事をするとかして得たる金額を蓄積せしめるのです、斯の如き貯金は据置貯金とするも差支を來たすことが少ないからです

○購買組合に於て取扱物品を便宜購買する方法

購買組合が物品を購入するに二方法があります、一つは組合員の購買力を調査して、組合に買置き

組合員の必要に応じて賣却に差支へざる様にすると、今一つは或物品を指定し、各組合員に入用の數量を注文せしめ而して組合に購入するのですが、組合員の購買力を調べるには例へば石油に就て例を述べますれば甲の組合員は夜業を爲すから一日に三合の石油を消費するにより一ヶ月九升乙の家は家族が五人あるから一日四合を要するならん、故に一ヶ月一斗二升、丙は一ヶ月三升丁は二斗一升と計算して總計四斗五升の購買力なれば五斗の石油を購入するも一ヶ月中には賣り盡すてとが出来ると見積るので、第二の法は、左の注文用紙を印刷し置き物品を指定して各組合員に配付し、必要の數量を記入せしむるのである、記入せられたる數量を集計して得たる總高を組合に於て購入し之を組合員に分配するのであります

注文用紙

品目	氏名
味	何
贈	某
數量	一貫五百目

此注文は何月何日迄に數量欄に入用の數量を記入し組合へ送付せらるべし

○組合が組合員に物品を賣却するには市價に由ること
摸範定款にあり其市價とは如何なるものか

市價とは小賣人が需用者に賣却します相場であります、假令は醬油壹升上等は貳拾五錢中等は貳拾錢下等は拾六錢にて小賣人より需用者に賣却して居る場合は、組合も上等貳拾五錢中等貳拾錢下等は拾六錢にて各組合員に賣却するので地方の相場通りと云ふ意味と解して差支ないのです、然しながら組合は組合員に物を賣るには必らず市價に由らねばならぬと云ふことでは無いのです、原價に二分とか三分とかの手數料を加へて賣却するも差支ないので定款に其事を規定して置けば如何様になりと出來得るのです、

○賣却代金は現金に限るか

賣却代金は現金取引をするに越したことはありませんが、延賣にするも差支のないものがあります、假令は産業上必要なる種苗とか肥料とか農具の如きは、其物より利益を生み出すものでありますばかりでなく、多く購入して無闇に消費すると云ふことが無いから、延賣にしても無用のものを買込むと云ふ心配はないが、生計上必要なる醬油とか砂糖の様な消耗品は成るべく、現金賣にせなければ使用の度が増加して消費力を高めるの弊があります

○産業組合法施行規則第十條に依り地方長官に
差出すべき書類の書式如何

三十九年一月長崎縣令第五號を以て財産目録貸借對照表事業報告(四十二年十一月長崎縣令第五十一號にて様式改正)剩餘金處分案の式が示されてありますが其れは左の様な例であります

財産目録

何年度財産目録

何責任 何々組合

資産ニ屬スル分

種類	摘要	金額
未拂込出資金	一口ニ付 何圓	
○貸付金	證書	何口分
預金	何銀行通帳何冊 何々何點 (何某証書何通) 評價高	
△未收賣却代金	何某外何名 物品賣却殘金	
現在金	兌換券何圓 銀貨何圓銅貨何錢 何枚時價	
證券	國庫債券	
地所建物	郡村宅地 何坪 事務所 何葺平家何棟何坪	
合計		

負債ニ屬スル分

種類	摘要	金額
借入金	何銀行	
○貯金	預入人 何名通帳何冊	
合計		

備考

一財産一切ノ品目ヲ網羅スヘシ

○ハ信用組合ニ通シ△ハ購買組合ニ通シ他ハ各組合トモニ通ス

右ノ通ニ候也

年月日

理事 全

何 何 何

某某某

印 印 印

前記ノ各項調査ヲ遂ゲ其正確ナルヲ保證候也

監事 何 某
 全 何 某

貸借對照表

何年度貸借對照表 何責任 何々組合

資產ノ分	金額	負債ノ分	金額
末拂込出資金	圓	出資金 (内拂入濟金)	圓
○貸付金		借入金	
預ケ金		○貯金	
備品		準備金	
△未收賣却代金		特別積立金	
現在金		剩餘金	
証券			
地所建物			
合計		合計	

備考

一前號備考ニ同シ

右ノ通ニ候也

年月日

前記ノ各項調査ヲ遂ゲ其正確ナルヲ保證候也

事業報告書

長崎縣何郡何市何町村何番地
 何責任 何々組合

理事 何 某
 全 何 某
 監事 何 某
 全 何 某

一組合員及出資口數

職業別	年度別	前年度末現在	本年度增加	本年度減少	本年度末現在
		組合員數	出資口數	組合員數	出資口數

合	計	合	計
---	---	---	---

差引剩餘金

四、借入金及其ノ償還

前年度末現在高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末現在高
圓	圓	圓	圓

備考 「本年度ノ借入高」ニ付テハ其ノ元本ノ利率ハ其利率ノ種類ニ從ヒ記載スヘシ

五、總會又ハ總代會ノ決議

總會又ハ總代會ノ種類、開會ノ時期、施行規則第十二條ノ借入及貸付最高金額其他決議ノ要領等ヲ記スヘシ

備考 一、本項ハ通常總會又ハ臨時總會若クハ總代會ニ於テ決議又ハ認定セシ財産目録、貸借對

照表、事業報告書剩餘金處分案組合員ノ除名役員ノ解任及選舉（選舉ハ其役員ノ種類

毎ニ各自ノ得點數並ニ氏名ヲ列記スヘシ）借入金其他定款變更等ニ關スル件々等ノ要

領ヲ記載スヘシ

二、本事業報告書ノ承認ヲ爲スヘキ總會又ハ總代會ニ於ケル事項ハ翌年度ノ事業報告書中

ニ記載スヘシ

三、産業組合法第二十三條及第三十四條ニ依リ總會ヲ招集シタル場合ニハ其理由ヲ詳記スヘシ

六、事業ノ狀況

一 出賃ノ拂込ハ云々

一 借入金ハ云々

一 貸付金ハ云々

一 貯金ハ云々

一 組合員ノ生産品ハ云々

一 組合員ノ需用品ハ云々

一 組合員ノ生産物ニ加工シタルハ云々

一 産業ニ必要ナルモノヲ使用セシメタルハ云々

備考 本項ハ信用組合ニアリテハ貸付貯金事業ノ繁閑資金需用供給並ニ運用ノ狀況及組合ヨリ資

金ノ供給ヲ受ケテ計畫又ハ擴張シタル事業ノ効果企業ノ景況等ヲ記載シ販賣組合ニアリテ

ハ事業ノ盛衰繁閑生産物ノ販賣取引供給ノ景況ヲ記載シ其ノ他ノ購買組合生産組合ニアリ

テハ本項ノ例ニ準シテ事業ノ狀況ヲ記載スヘシ

七、貸付金及其ノ償還

區別	前年度未現在	本年度貸付		本年度償還		本年度未現在
		金額	件數	金額	件數	
有擔保						
無擔保						
計						

備考 物上擔保貸付ニ非ラザル貸付ハ無擔保貸付中ニ算入スヘシ
右現貸付金使用ノ目的ノ左ノ如シ

使用ノ目的	口數	現貸付金高	備考
肥料種子購入	口	圓	
開墾收畜			
農具家畜購入			
何々			
何々			

合計

備考 本表ニ記載シタル外工業ニ要スル諸品ノ購入、工場ノ建築殖林等アルトキハ右ニ準シ記載スヘシ

又現貸付金ヲ抵當質物ノ種類ニ依リ區別スルハ左ノ如シ

抵當質物類	口數	現貸付金高	備考
國債證券	口	圓	
地方債證券			
地所			
建物			
商品			
何々			
信用			

合 計									
八 貯 金	(信用組合)								
金 額	前年度未現在	本年度受入	本年度拂戻	本年度未現在	員 數	前年度未現在	本年度受入	本年度拂戻	本年度未現在
圓					人				

九 貸付及貯金利率	(信用組合)								
貸 付 金	年 步	日 步	年 步	日 步	年 步	日 步	年 步	日 步	年 步
錢									

備考	利率數種アラハ之ヲ記入スヘ 利率ニ變更アリタリトキハ其ノ時期ヲモ記載スヘシ								
十、豫約者ノ數及其ノ貯金	(信用組合)								
前年度未現在	本年度受入	本年度拂戻	本年度未現在	員 數	前年度未現在	本年度受入	本年度拂戻	本年度未現在	員 數
金 額	金 額	金 額	金 額	人	金 額	金 額	金 額	金 額	人
圓	圓	圓	圓	人	圓	圓	圓	圓	人

十一、受入又ハ販賣シタル物ノ數量及價額	(販賣組合)								
種 目	前年度未現在高	本年度受入高	本年度販賣高	本年度未現在高	種 目	前年度未現在高	本年度受入高	本年度販賣高	本年度未現在高
何 々	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額	何 々	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額
	圓	圓	圓	圓		圓	圓	圓	圓
計					計				

備考	一 委託販賣ニ依ルモノト否ト之ヲ區別シテ記入スヘシ								
	二 本年度受入高ノ「價額」ハ委託販賣ノ場合ニ於テハ記入ヲ要セス「本年度未現在高」ノ「價額」ハ時價ヲ以テ示スヘシ								
	三 加工ヲ爲シタル場合ニ於テハ生産組合ノ例ニ準シ相當附記スヘシ								
	十二、購買又ハ賣却シタル物ノ數量及價額 (購買組合)								
種 目	前年度未現在高	本年度購買高	本年度賣却高	本年度未現在高	種 目	前年度未現在高	本年度購買高	本年度賣却高	本年度未現在高
何 々	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額	何 々	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額	數量 價 額
	圓	圓	圓	圓		圓	圓	圓	圓

何 々					何 々				
何 々					何 々				
何 々					何 々				

計

備考 「本年度末現在高」ノ「價額」ハ時價ヲ以テ示スヘシ

十三、生産シタル物ノ數量又ハ加工若クハ使用ノ功程 (生産組合)

(イ) 生産シタル物ノ種目別ノ數量

何々 何貫

何々 何斤

(ロ) 加工ノ功程

何々 何個又ハ何石ヲ何々セリ等

(ハ) 使用ノ功程

何々 何回何々セリ等

十四、處務ノ要件

官廳ヘノ申請、報告、届出、官廳ノ検査、命令、登記其他重要ナル事項ヲ列記スヘシ
右ノ通ニ候也

年月日

理事 何 某 印
同 何 某 印
同 何 某 印

前記ノ各項調査ヲ遂ケ其ノ正確ナルヲ保證候也

監事 何 某 印
同 何 某 印

○財産目録貸借対照表事業報告書は何を材料として作成するか

組合には組合の事務を整理する爲めに、組合の帳簿と云ふが有りますから、其帳簿に依りて財産目録や貸借対照表や事業報告書が出来たものです、書き並べて見ると六ヶ敷様であります。帳簿が整理が出来て居れば何でもありません。

○組合の帳簿とは如何なるものか

帳簿は金銭の出納事業の状況を知り得られる様に作成して置けば宜敷いのです、長崎縣は縣令を以て帳簿の雛形を示してあります、何れの組合にも入用のものは日記帳是れは日々の金銭出納を記載して置くのですから、組合の現在金何時でも明瞭に知り得られるのです、次は元帳是れは勘定科目毎に組座を設け日記帳より科目毎に轉記し置くのです、此帳簿に因て何時でも貸借対照表が作成し得るものであります、次は持分臺帳是れは各組合員の持分を記載して置くのです、此帳簿に因て組合員の組合財産に對する権利が明瞭になり且つ脱退者あるときは直に其持分を拂戻することが出来るのです、次は出資臺帳是れは各組合員より出資の拂込をなしたる都度其金額を記載し置くのです、次は備品臺帳是れは組合財産の一部たる什器を記載して置くのです、次は消耗品受拂簿是れは筆紙墨扶袋の如き一度使へば二度と使用し能はざる物の買入仕拂を記載して置く帳簿です

組合に依て入用の帳簿は、借入金をしたならば借入金臺帳とて借入金額貸主利率償還時期方法を記載し誰か見ても明瞭なる様に記入して置くのです又、貸付金臺帳は貸付金額用途利率借入人等を記載し、貯金臺帳は各組合毎に口取を爲し、預り金の年月日及利息子の記入拂戻等を記載する帳簿であります、物品受入帳是れは販賣組合に使用する帳簿で組合員より生産物を組合に持ち來らば其品目數量等及組合員名を登記する帳簿であります、物品販賣帳是れも販賣組合に用ゆる帳簿で、賣先代價及代價の領收したか否やを記載する帳簿です、購買帳是れは購買組合に使用する帳簿で物品の購入先數量代價等を記載し備前にて現存品を何時でも知り得られる様にして置くのです、物品賣却帳是れも購買組合に使用する帳簿で、組合員の氏名品物代價等を記入し置き各組合員の購入價格を調査するの材料となるのです、加工帳是は加工したる物の數量加工料を記載し使用帳は組合の物を使用せしめたる時は其期間使用料等を記載して置くのであります、何れも組合の事業の状況を知るに便ならしむる爲に作て置くのであります

○帳簿の記載は如何にすれば宜敷か

一例として左の各項を各帳簿様式に記入して見よう

- (一號) 一月十日 金四拾圓 出資第一回拂込四十口分
- 内 貳圓 山田 稔
- 貳圓 川端 水害

四圓 水田 一毛
六圓 虫害驅除

- (三號) 一月十八日 金壹圓 設立登記料
 - (三號) 一月二十日 金五拾錢 貯金山村寂莫より預り
 - (四號) 二月十五日 金壹圓 算盤一面小山高より買入
 - (五號) 三月一日 金五百圓 農工銀行より年八歩の利にて借入四拾年六月四十二年十二月四十二年十二月の割濟の約束
 - (六號) 三月十五日 金百圓 田口由松へ牛購入の爲め貸付
 - (七號) 四月二日 金壹圓 貯金として山村寂莫より預り
- 利率年一割二分償還期は四十二年九月末日四十二年三月十四日の兩度の約束

(八號) 四月十日 金壹圓拾錢 棉實粕三十個河内郡綿谷油助より一個參拾七錢の割にて購入

(九號) 四月十八日 金七圓八拾錢 棉實粕廿個一個參拾九錢の割にて水田一毛へ賣却

(十號) 五月三日 金七拾圓 組合員吉田作内より米五石拾四圓の割にて受入

(十一號) 五月十三日 金貳拾錢 俵裝作機の爲め富田吉造に支拂

(十二號) 五月二十五日 金七拾貳圓五拾錢 米村寅松へ米五石一石拾五圓五拾錢の割にて販賣

(十三號) 六月八日 金貳圓 木村德平の玄米五石搗上一石四拾錢の割

(十四號) 六月十七日 金五拾錢 座繰器械一臺五月一日より十日迄十日間使用料川田砂渡

(十五號) 七月一日 金貳錢四厘 山村寂莫貯金四十一年一月二十日より六月三十日迄利子

(十六號) 七月三日

金壹圓 全 二疊六月五日より十四日迄十日間使用料吉田重吉渡

(十七號) 七月五日 金參拾錢 紙谷簿吉より白紙二百枚購入

(十八號) 七月二十九日 金壹圓五拾錢 出納諸帳拾四冊代紙屋簿吉渡

日記帳記入式

月日	口座帳	事	由	納	出	現在金	認印
一、二	出資	(一號) 山田稔外何人第一回出資拂込		四〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇	○
一、六	雜費	(二號) 設立登記料			一、〇〇〇	三九、〇〇〇	○
一、三	貯金	(三號) 山村寂莫より預り				三九、五〇〇	○
二、五	備品	(四號) 小山高より算盤一面買入			一、〇〇〇	三八、五〇〇	○
三、一	借入金	(五號) 農工銀行より借入				三八、五〇〇	○

三、五	貸付	(六號)	田口由松へ牛購入用として貸付	100,000	488,500	○
四、三	貯金	(七號)	山村寂莫より預り	1,000	439,500	○
四、二	購買品	(八號)	綿谷油助より棉實粕買入	11,100	428,400	○
四、一	購買品	(九號)	水田一毛へ棉實賣却	7,800	420,600	○
五、三	販賣品	(十號)	吉田作内より米五石受入	70,000	350,600	○
五、二	販賣品	(十一號)	富田吉造へ俵裝作機代	200	348,600	○
五、一	全	(十二號)	米村富松へ米五石賣拂	72,500	276,100	○
六、八	加工料	(十三號)	木村徳平より米搗上賃	2,000	274,100	○
六、七	使用料	(十四號)	川田砂より器械使用料	500	273,600	○
七、三	全	(十五號)	早田重吉より器械使用料	1,000	272,600	○

1票

七、五	雜費	(十七號)	紙谷簿吉より白紙買入	300	441,700	○
七、四	備品	(十八號)	紙屋簿吉より出納帳簿買入	1,500	440,200	○
七、三	貯金	(十五號)	山村寂莫貯金利子記入	200	438,200	○

元帳記入式

月日	事	由	納	出	差引
一、一	總出資額四十口		200,000	200,000	200,000
一、二〇	第一回拂込四十口分		20,000		320,000
一、二〇	山村寂莫より預り		500		500
四、二	全人より預り		1,000		1,500
七、一	六月迄の利子		200		1,700
二、二五	算盤一面買入			1,000	1,000

1票

出資臺帳記入式

一五

番 號	第 壹 號	口 數	一 口	住 所	長崎縣北高來郡正直村大字勤勉一番地	氏 名	山 田 稔
拂込回数	拂込年月日	各自拂込	拂込	金額	金額	累計	証印
第一回	明治四十一年一月十日	二,000				二,000	(印)

出資總額表 (帳尾ニ附ス)

年月日	事 由	増		減		累計	
		口數	金額	口數	金額	口數	金額
明治四十一年二月十日	設立者三十人	四〇	四〇〇,〇〇〇			四〇	四〇〇,〇〇〇
明治四十一年二月十日	新加入者一人	二	二〇,〇〇〇			四二	四二〇,〇〇〇

明治四十一年十月九日	除名一人			二	二〇,〇〇〇	四〇	四〇〇,〇〇〇
明治四十一年二月十日	豫告脱退一人			二	二〇,〇〇〇	三八	三八〇,〇〇〇

出資拂込額表 (帳尾ニ附ス)

年月日	事 由	拂 込	拂 戻	累 計
明治四十一年二月十日	第一回拂込	四〇〇口		四〇,〇〇〇
明治四十一年二月十日	新加入者第一回拂込二口	二,〇〇〇		四二,〇〇〇
明治四十一年二月十日	四十二年度剩餘金ヨリ拂込	一,二〇〇		四三,二〇〇
明治四十一年二月十日	持分拂戻一人		八〇〇	四二,四〇〇

一五

備品臺帳記入式

購入年月日	番號	品名	箇數	購入價格	時價算 定價格	事由
明治四十一年二月十五	一	算盤	一	1,000	900	四十一年未時價十錢ヲ減ス
明治四十一年七月二十九	二	帳簿	一	1,500		使用ニ付時價ヲ有セズ

消耗品受拂帳記入式

年月日	事由	受	拂	殘	証印
明治四十一年七月廿	購入		100枚		①
明治四十一年八月二	田中勉ニ渡ス		100枚	0	①

借入金臺帳記入式

番號	第貳號	借入年月日	借入金額	償還期日	利率	元金償還	利息支拂	債權者
		明治四十一年三月一日	五百圓	明治四十五年三月二十六日迄四回ニ割濟	年八分	金四拾圓	支拂年月日	長崎縣長崎市農工銀行
						金額	事由	
						金百貳拾五圓	支拂年月日	
							支拂年月日	

貸付金臺帳記入式

番號	第三號	貸付年月日	借主
		明治四十一年三月廿	田口由松

貸付金額	金 百 圓	連帶保 証人又 ハ擔保	土 地
返濟期日	明治十四年三月十四日		
利率	年一割二分	事由	
用途	牛購入		
元 金 回 收		利 子 收 入	
金額	事由	金額	事由
金五十圓	回收年月日	金六十圓	收入年月日
金五十圓	明治十四年九月一日	金六十圓	明治十四年九月一日
金五十圓	明治十四年三月一日	金六十圓	明治十四年三月一日

貯金臺帳記入式

番 號	第 號	貯 金 主	山 村 寂 莫
年 月 日	事 由	預り金額	拂戻金額
現在金額			
明治十二年二月二十日		金五拾錢	
全 四日		金 壹 圓	
全 七日	利子元金加入	金貳錢四厘	
			金壹圓五拾錢

物品受入帳記入式

月 日	品 名	數 量	代 價	加工料又 ハ手數料	品 等	氏 名	備 考
明治十二年五月三日	玄 米	五石	七〇〇〇〇		一 等	吉田作内	吾二十五賣 却濟
全 五月十日				二〇〇			俵裝代

物品販賣帳記入式

月 日	賣 先	品 名	數 量	代 價	事 由	收入年月日
五月二十五日	米村寅松	玄 米		五〇〇〇		四十二年五月二十日
				七二、五〇〇		

購買帳記入式

月日	購買先	品名	品等又ハ符號	數量	代價	備考
四月十日	綿谷由助	棉實粕	歟印	三〇個	二、二〇〇	買代金支拂

加工帳記入式

受入年月日	品名	數量	加工料	交付年月日	組合員	備考
明治四十一年六月四日	玄米	五、〇〇〇	二、〇〇〇	四十一年六月四日	木村徳平	

使用帳記入式

貸付月日	品名	數量	使用料	返納月日	備考
五月一日	坐繰器械	一	五〇〇	五月十一日	使用料延納承諾 育七且受拂濟
六月六日	糶摺器	一	一、〇〇〇	六月十六日	全上 育言受拂濟

次の持分臺帳の記入式は例題はありませんか事業年度末には是非とも作成せねばならぬのですから記載方を示さう

持分臺帳記載例

明治四十一年度末組合財産
 總組合員拂込出資額金四拾圓
 準備金金拾貳圓
 特別積立金金拾圓
 合計金六拾貳圓

組合員	權利ノ標準	準備金ニ對スル持分	特別積立金ニ對スル持分	持分額
山田 稔	1,000	1,000	500	1,500
川端水害	1,000	1,000	500	1,500

水田一毛	四、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	六、二〇〇
虫害驅除	六、〇〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	九、三〇〇
合計	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六二、〇〇〇

○定款變更の認可申請書は左の如し
 定款變更は先づ總會の決議に依り確定したるものを左の如く認めて地方長官に差出すのです
 定款變更認可申請書

長崎縣何郡何村大字何
 無限責任 何々信用組合

明治四十二年一月通常總會ニ於テ本組合定款第二十條左記ノ通り變更決議致候條御認可相成度此段
 申請候也
 明治四十二年二月十日
 理事 扇野 要人
 理事 河内 島雄

長崎縣知事 殿

(原文) 第二十條 本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク (墨書)
 (變更案文) 第二十條 本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク (朱書)
 注意 (決議書謄本の添付を要す)

關係法規

●産業組合法

明治三十三年三月六日法律第三十四號
 明治三十九年四月十八日法律第四十五號改正
 明治四十二年四月八日法律第二十七號改正

第一章 總則

一條 本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ

- 一 組合員ノ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムコト(信用組合)
- 二 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト(販賣組合)
- 三 産業又ハ生計ニ必要ナル物ヲ購買シ之ニ加工シ又ハ加工セスシテ組合ニ賣却スルコト(組合)

組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ組合員ヲシテ産業ニ必要ナル物ヲ使用セシムルコト
 産組合)

信用組合ハ組合員外ノ者ニシテ組合加入ノ豫約ヲナシタルモノノ出資一口ニ達スル迄ノ貯金ヲ取
 フコトヲ得

第二條 産業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保証責任ノ三種トス
 無限責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全

員カ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ有限責任組合ニ在リテハ組合員ノ全員カ其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ、保証責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第三條 産業組合ノ住所ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニアルモノトス

第四條 産業組合ノ名稱中ニハ其ノ組織及目的ヲ示スヘキ文字ヲ用ウヘシ

産業組合ニ非スシテ其ノ名稱中ニ産業組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條 産業組合ニハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 産業組合ニハ所得税及營業稅ヲ課セス

第二章 設立

第七條 産業組合ハ七人以上ニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

第八條 組合ノ設立者ハ定款ヲ作り之ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ差出シ設立ノ許可ヲ請フヘシ

第九條 定款ニハ本法ニ規定アルモノヲ除クノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スヘシ

一 目的

二 名稱

三 組織

四 事務所

五 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

六 第一回拂込ノ金額

七 剰餘金處分及損失分擔ニ關スル規定

八 準備金ノ額及其積立ノ方法

九 組合員タル資格ニ關スル規定

十 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

十一 組合ノ目的タル事業ノ執行ニ關スル規定

十二 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

信用組合ノ區域ハ市町村ノ區域以内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ此ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

第十條 産業組合ハ其ノ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十一條 出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムヘシ

第十二條 組合ガ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第十三條 前條ノ拂込アリタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

第十四條 登記スヘキ事項左ノ如シ

- 一 第九條第一號乃至第五號及第十二號ニ掲ケタル事項
- 二 設立許可ノ年月日
- 三 理事及監事ノ氏名、住所

前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間内ニ其登記ヲ爲スヘシ登記前ニ在リテハ其變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十五條 組合ハ其ノ設立ノ登記ノ申請ト共ニ左ノ事項ヲ記載シタル組合原簿ヲ其ノ主タル事務所所在地ノ裁判所ニ差出スヘシ

- 一 出資ノ總口數
 - 二 拂込ミタル出資ノ總額
 - 三 保証責任組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名住所及保証金額
 - 四 無限責任組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名住所
- 前條第二項ノ規定ハ前項ニ依リ差出シタル帳簿ニ之ヲ準用ス但シ前項第一號及第二號ノ事項ニ付テハ定款ヲ以テ一事業年度内一回又ハ數回ニ期日ヲ定メテ其ノ期日後二週間内ニ記載ヲ爲スコトヲ得
- 裁判所ニ差出シタル組合原簿ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登記ト看做ス
- 第十五條ノ二 行政區劃又ハ其名稱ニ變更アリタルトキハ登記簿又ハ組合原簿ニ記載シタル行政區劃又ハ其名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス大字若ハ字又ハ其ノ名稱ノ變更アリタルト

キ亦同シ。

前項ノ大字若ハ字又ハ其ノ名稱ノ變更アリタルトキハ組合ハ遲滯ナク之レヲ登記所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ登記所ハ登記簿又ハ組合原簿ノ記載ヲ變更スベシ

第一項ノ規定ハ事務所所在地ニ關スル定款ノ規定ニ之レヲ準用ス

第十六條 民法第四十五條第二項、第三項、第四十七條及第四十八條ノ規定ハ産業組合ニ之ヲ準用ス但シ同規定中一週間トアルヲ二週間トス

- 民法 第四十五條(第一項略ス)
- 法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
- 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ一週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 同 第四十七條 第四十五條第一項及ヒ前條ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス
- 同 第四十八條 法人カ其事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 同 同ノ登記所管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- (民法第四十六條第一項ニハ設立ノ時登記ヲ爲スヘキ事項アリ)

第三章 組合員ノ權利義務

第十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ組合員ノ有スヘキ出資口數ハ十口ヲ越ユルコトヲ得ス

第十八條 組合員ハ組合ニ拂込ムヘキ出資額ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第十九條 組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其持分ヲ讓渡スコトヲ得ス

組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ加入ノ例ニ依ルヘシ

第二十條 組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ス

第二十一條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓受人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十二條 新ニ組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ責任ヲ負擔ス

第二十三條 組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總會ノ目的及其招集ノ理由ヲ記載シタル

書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ理事ニ請求スルコトヲ得

第二十四條 組合員ニシテ總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ違背スト認ムルト

キハ決議ノ口ヨリ一箇月内ニ其決議ノ取消ヲ地方長官ニ請求スルコトヲ得

第四章 管理

第二十五條 産業組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

但シ組合設立ノ當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十六條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ

限リニ在ラス

第二十七條 理事又ハ監事ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 理事及監事ノ選任及解任ハ總組合員ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以

テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限リニ在ラス

第二十九條 理事ハ定款及總會ノ決議録ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ

置クヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條ノ二 組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 各組合員ノ氏名住所

二 各組合員ノ出資口數

三 各組合員ノ拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日

四 出資各口ノ取得ノ年月日

五 保証責任組合ニ在リテハ各組合員ノ保証金額

第三十條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案

ヲ監事ニ提出シ且ツ之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條 理事ハ前條第一項ニ掲ケタル書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求

ムヘシ

第三十二條 民法第四十四條第一項第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第六十條及第六

十一條第一項ノ規定ハ産業組合ノ理事ニ之ヲ準用ス

民法 第四十四條第一項 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ與ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

同 第五十二條第二項 理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定メナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

同 第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付法人ヲ代表ス但シ定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

同 第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第五十五條 理事ハ定款寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

同 第六十條 社團法人ノ理事ハ少クモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

同 第六十一條第二項 社團法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

第三十三條 監事ハ理事其ノ他組合ノ事務員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第三十四條 民法第五十九條ノ規定ハ産業組合ノ監事ニ之ヲ準用ス

民法 第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ

一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト

二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト

三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト

四 前號ノ報告ヲナス爲メ必要アルトキハ總會ヲ召集スルコト

第三十五條 組合カ理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合ト理事トノ間ノ訴訟ニ付

テモ亦同シ

第三十六條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十七條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ組合員ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ証スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第三十八條 民法第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項及第六十六條ノ規定ハ産業組合ニ之ヲ準用ス

民法 第六十二條 總會ノ招集ハ少クモ五日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

同 第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ預メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限リニ在ラス

同 第六十五條第一項 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス

同 第六十六條 社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第三十八條ノ二 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ハルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得

得ス

第三十九條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルヘシ

第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第四十條 組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作ルヘシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス

第四十二條 前二條ノ規定ハ保證責任組合カ組合員ノ保證金額ヲ減少スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條 組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツヘシ

第四十四條 組合ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

剩餘金配當ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 組合ハ第五十三條ノ場合ヲ除クノ外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四十六條 組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上

ヲ積立ツヘシ

第四十七條 組合ノ事業年度ハ一箇年トス

第四十八條 組合ハ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

第五章 加入及脱退

第四十九條 無限責任組合ニ加入シトスル者ハ總組合員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五十條 定款ヲ以テ組合ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハス組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得但シ六箇月前ニ其ノ豫告ヲ爲スヘシ

前項ノ豫告期間ハ定款ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得但シ二箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十一條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 組合員タル資格ノ喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第五十二條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

除名ハ總會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合員ニ其旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第五十三條 脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第五十四條 脱退シタル組合員ノ持分ハ其ノ脱退シタル事業年度ノ終ニ於ケル組合財産ニ依リテ之ヲ定ム但シ定款ノ定ムル所ニ依リ脱退當時ノ財産ニ依リテ之ヲ定ムルトヲ得

第五十五條 持分ノ拂戻ハ事業年度ノ終ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲スヘシ但シ前條但書ノ場合ニ於テハ脱退ノ時ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲スヘシ

持分拂戻ノ請求權ハ前項ノ期間經過ノ後二箇年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第五十六條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産ヲ以テ組合ノ債權ヲ完済スルニ足ラサルトキハ脱退シタル組合員ハ其ノ負擔ニ歸スヘキ損失額ヲ拂込ムヘシ

第五十七條 脱退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第五十八條 無限責任組合及保証責任組合ニ在リテハ脱退シタル組合員ハ脱退前ノ組合債權者ニ對シ其ノ脱退ヲ組合原簿ニ記載シタル後二箇年間責任ヲ負擔ス

前項ノ規定ハ特別ノ契約ヲ以テ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ妨ケス
前二項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル組合員ニ之ヲ準用ス

第六章 監督

第五十九條 産業組合ハ主務大臣、地方長官及郡長之ヲ監督ス

第六十條 監督官廳ハ何時ニテモ理事ヲシテ組合ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ組合ノ事業及財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他必要ナル命令ヲ發シ及處分ヲ行フ

第六十一條 組合ノ事業又ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲カ定款若ハ法令ニ違背シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ總會ノ決議ヲ取消シ、理事、監事若ハ清算人ノ改選ヲ命シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ヲ解散スルコトヲ得

第七章 解散

第六十二條 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合員カ七人未滿ニ減シタルトキ

五 組合ノ破産

第二十八條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ無限責任組合ノ合併ニ付テハ總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第六十三條 組合カ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ

於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第六十四條 第四十條及第四十一條ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第六十六條 組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

第六十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第六十八條 組合ハ總組合員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得

第六十九條 民法第七十條ノ規定ハ産業組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

民法 第七十條 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第八章 清算

第七十條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第七十一條 清算人ハ就職後遲滯ナク財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十二條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非レハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第七十三條 清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十四條 清算人ノ解任アリタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲シ且之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第七十五條 民法第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ産業組合ノ清算ニ之ヲ準用ス但シ同規定中一週間トアルハ二週間トス

民法 第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト見做ス

同 第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定メアルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限リニ在ラス

同 第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル爲メ損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

同 第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

同 第七十七條 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週間内ニ其氏名、住所及解散ノ原因年月日ノ登記ヲナシ又何レ

ノ場合ニ於テモ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス 清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週間内ニ其氏名、住所ノ登記
ヲ爲シ之ヲ主務官廳ニ届出ツルヲ要ス

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
- 三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

同 第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二箇月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求申出
ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲サ、ルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラレヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス
但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

同 第八十條 前條ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡サ、ル財産ニ對シテノ請求
求ヲ爲スコトヲ得

同 第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産
宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

同 第八十二條 法人ノ解散及清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス
本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得
裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

同 第八十三條 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルヲ要ス

第九章 産業組合聯合會及産業組合中央會

第七十六條 産業組合ハ左ノ目的ヲ以テ産業組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

- 一 所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(信用組合聯合會)
- 二 所屬組合ノ賣却スル物ニ加工シ又ハ加工セズシテ之レヲ賣却スルコト(販賣組合聯合會)
- 三 所屬組合ノ購買スル物ヲ購買シテ之レニ加工シ又ハ加工セズシテ所屬組合ニ賣却スルコト
(購買組合聯合會)
- 四 所屬組合カ其ノ組合員ニ使用セシムル物ヲ所屬組合ニ貸付スルコト(生産組合聯合會)

前項第一號ノ聯合會ニ在リテハ信用組合外ノ組合又ハ第二號乃至第四號ノ産業組合聯合會ヲ加入
セシムルコトヲ得

第七十七條 産業組合聯合會ハ社團法人トス

産業組合聯合會ノ組織ハ有限責任及保証責任ノ二種トス

保証責任産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ保証責任ハ其出資總額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定
ムベシ

第七十八條 産業組合又ハ産業組合聯合會ガ産業組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セントスルトキハ總
會ノ決議ニ依ルベシ

第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第七十九條 産業組合聯合會ノ區域ハ道府縣以内ノ範圍ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スベシ但シ特別ノ事由アルトキハ主タル事務所所在地ノ地方長官ノ認可ヲ得テ此ノ區域ニ依ラサルコトヲ得主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルニ簡以上ノ産業組合聯合會カ合併セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第一項但書又ハ前項ノ規定ニ依リ設立シタル産業組合聯合會ノ監督其ノ他ノ職務ハ其主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官之レヲ行フ

第八十條 産業組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ理事及監事ノ中ヨリ之レヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ニアラザル者ヨリ選任スルコトヲ得此場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

産業組合聯合會設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之レヲ定ムルコトヲ得

第八十一條 産業組合聯合會ニハ本章ニ規定アルモノヲ除クノ外産業組合ニ關スル規定ヲ準用ス

第八十二條 産業組合中央會ハ産業組合及産業組合聯合會ノ普通發達及聯絡ヲ圖ル目的ヲ以テ設立スルコトヲ得

産業組合中央會ハ社團法人トス

産業組合中央會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ産業組合ノ事業ノ一部ヲ行フコトヲ得

第八十三條 産業組合中央會ノ名稱中ニハ産業組合中央會ナル文字ヲ用フベシ

産業組合中央會ニ非スシテ其名稱ニ産業組合中央會タルコトヲ示スベキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第八十四條 産業組合中央會ハ全圖ヲ通シテ一箇トシ其ノ設立ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

産業組合中央會ノ許立ニ關シ必要ナル事項勅令ヲ以テ之レヲ定ム

第八十五條 産業組合及産業組合聯合會ハ産業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ得

前項以外ノ者ト雖定款ノ定ムル所ニ依リ産業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第八十六條 産業組合中央會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名稱

二 事務所

三 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定

四 會員ノ權利義務ニ關スル規定

五 資産ニ關スル規定

六 役員ニ關スル規定

七 會議ニ關スル規程

八 事業ノ執行ニ關スル規定

九 定款ノ變更ニ關スル規定

十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレバ其ノ効力ヲ生セズ

第八十七條 産業組合中央會設立ノ許可アリタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登

記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 目的及第八十二條第三項ノ規定ニ依ル事業ノ種類

二 第八十六條第一項第一號第二號及第十號ニ掲ゲタル事項

三 資産ノ總額

四 設立許可ノ年月日

五 理事監事ノ氏名住所

第十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之レヲ準用ス

第八十八條 産業組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クベシ

第八十九條 産業組合中央會ノ理事及監事ハ會員タル産業組合又ハ産業組合聯合會ノ理事監事及第

百八十五條第二項ノ會員ノ中ヨリ之レヲ選任スベシ

第九十條 産業組合中央會ノ總會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員ノ中ヨリ選出シタル代表者ヲ以テ組

織ス但シ九十二條ニ於テ準用シタル第六十二條第一項第二號ノ總會ハ會員ヲ以テ組織ス

第九十一條 産業組合中央會ハ主務大臣之レヲ監督ス

第九十二條 第三條、第五條、第六條、第七條、第十條、第十五條ノ二、第十六條、第二十六條、第二十七

條、第六十條、第六十一條、第六十二條第一項第一號第二號第四號第五號、第六十三條、第六十九條

乃至第七十五條、第八十條第二項、第九十三條、第九十四條、第九十八條、第九十九條、第一百一條、第

百二條第二項、第一百三條乃至第一百五條、及民法第六十二條第六十四條ノ規定ハ産業組合中央會ニ之
ヲ準用ス

(民法第六十二條第六十四條ハ本法第三十條ニ附記セリ)

第十章 罰則

第九十三條

組合ノ理事監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上三百圓以下ノ過料ニ處セラレ

一 本法ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

三 第二十九條第一項及第三十條第一項ノ規定ニ違背シ又ハ第二十九條第一項及第三十條第一項

ニ掲ケタル書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ若ハ正當ノ理由

ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

四 第四十條第四十一條第四十三條乃至第四十六條第四十八條又ハ第七十二條ノ規定ニ違背シタ
ルトキ

五 第六十條ノ報告ヲ爲サヌ又ハ検査ヲ拒ミ其ノ他監督官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハサルトキ

六 民法第七十九條ノ期間内ニ債權者ニ辨償ヲナシタルトキ

七 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタル
トキ

八 民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ違背シタルトキ

九 組合ノ目的タル事業ニ非サル營利事業ヲ營ミタルトキ

民法 第七十條ハ第六十九條、民法七十九條及第八十一條ハ第七十五條ノ參照ニ出ツ

第九十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

非訟事件手續法 第二百六條、民法第八十四條、第一千七百七條及民法施行法第二十二條及民法第十八條第二項第二百六十一條第二百六十二條、第五百三十三條及民法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條第二項、第七十五條第三項、第八十七條及第九十五條第三項ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所ノ地方裁判所ノ管轄トス

(本條ニ規定シタル各條ハ民法ニ依ル法人又ハ商會社ニ關スル別則ヲ規定シタルモノナリ)

同 第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ付シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ
當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス
手續ノ費用ヲ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタルモノ、負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

同 第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力ヲ有ス
過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但シ執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

附 則

第九十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六條 産業組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所産業組合聯合會及産業組合中央會ノ登記ニ付テハ其事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

第九十七條 各登記所ニ産業組合登記簿産業組合聯合會登記簿及産業組合中央會登記簿ヲ備フ

第九十八條 組合設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 定款

二 地方長官ノ許可書又ハ其ノ認証アル謄本

三 保証責任組合ニ在リテハ各組合員ノ保証金額ヲ証スル書面

四 無限責任組合ニ在リテハ各組合員ノ加入ヲ証スル書面

第九十九條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ証スル書面ヲ添附シ且地方長官ノ認可ヲ要スルモノニ付テハ其ノ認可書又ハ其ノ認証アル謄本ヲ添附スヘシ

前二項ノ規定ハ組合原簿ノ記載ノ申請ニ之ヲ準用ス

第一百條 出資一口ノ金額又ハ組合員ノ責任ノ減少ノ登記ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 地方長官ノ認可書又ハ其ノ認証アル謄本

二 第四十條第二項ニ依ル催告ヲ爲シタルコト、若シ異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ証スル書面

第一百一條 組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且組合カ總會ノ決議ニ因リテ解散シタルトキハ總會ノ決議録ヲ添附スヘシ

第一百二條 合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請書ニハ第一百條ニ掲ケタル書面ヲ添附スヘシ

組合カ命令ニ因リ解散シタルトキハ登記所ハ監督官廳ノ囑托ニ因リテ其登記ヲ爲スヘシ

第一百三條 第九十八條第一項ノ規定ハ出資一口ノ金額又ハ組合員ノ責任ノ減少組合ノ解散及組合ノ合併ニ依ル變更設立又ハ解散ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第一百四條 本法ノ規定ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スヘシ但組合原簿ニ記載シタル事項ニ付テハ此限リニ在ラス

第一百五條 非訟事件手續法第三百三十六條乃至第三百三十八條、第四百一一條乃至第五百一一條、第五百十四條乃至第五百五十八條、第六十三條乃至第六十五條及第七十五條乃至第七十七條ノ規定ハ産業組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

非訟事件手續法 第三百三十六條清算人ノ選任又ハ解任ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

同 第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

同 第三百三十八條 左ニ掲ケタルモノハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及準禁治産者
- 三 刺奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人

五 破産者

同 第四百一一條 各登記所ニ各商業登記簿見出帳ヲ備フ

同 第四百二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閱覽ヲ許シ又ハ手数料ヲ納付スルトキハ之ニ其謄本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタルモノニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閱覽ヲ許スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ購フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

同 第四百三條 登記所ハ申請ニ依リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ証明ヲ爲スヘシ

同 第四百四條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙發行ノ日ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

同 第四百五條 區裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙力休刊又ハ廢刊ヲ爲ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

同 第四百六條 區裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

同 第四百七條 登記スヘキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

同 第四百八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

同 第四百九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シテ申請人又ハ其代理人之ニ署名捺印スヘシ
- 一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

- 二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所
- 三 登記ノ目的及ヒ事由
- 四 年月日
- 五 登記所ノ表示

同 第五十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサルモノアルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

同 第五十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時公告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

同 第五十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

同 第五十五條 司法大臣ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

同 第五十六條 登記簿ノ複製其他登記ニ關スル施行細則ハ司法大臣之ヲ定ム

同 第五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、及第二十四條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス不動産登記法第十條、登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコトヲ得サル事故ノ生シルトキハ司法大臣ハ期間ヲ定メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

同 第十三條 登記官吏カ其職務ノ執行ニ付申請人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ登記官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限り之ヲ賠償スル責ニ任ス

同 第十八條 登記簿ニハ地方裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ

契印、シナスコトヲ要ス

同 第二十條 登記簿、見出帳、共同人名簿及ヒ圖面ハ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス

申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

同 第二十二條 登記簿及ヒ其附屬書類ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ク外登記所外ニ持出スコトヲ得ス但第二十條第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所又ハ預審判事ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此限リニ在ラス

同 第二十四條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ司法大臣ハ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

同 第五十八條 商號ノ登記ハ同市町村内ニ於テハ同一ノ營業ノ爲メ他人カ登記シタルモノト判然區別シ得ルトキニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

同 第六十三條 商法第二十四條第一項ノ規定ニ依リテ商號登記ノ抹消ヲ申請スル者ハ其登記上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明スルコトヲ要ス

同 第二十四條第一項 商號ノ登記ヲ爲シタルモノカ其商號ヲ廢止シ又ハ之ヲ變更シタル場合ニ於テ其廢止又ハ變更ノ登記ヲ爲サ、ルトキハ利害關係人ハ其登記ノ抹消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

同 第六十四條 前條ノ申請アリタルトキハ登記所ハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ其旨ヲ告知シ且一箇月ヨリ長カラサル期間ヲ定メ異議アリハ其期間内ニ之ヲ申立ツヘキ旨ヲ催告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ告知及ヒ催告ヲ受クヘキ者又ハ其居所カ知レサルトキハ告知及ヒ催告ハ登記ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

登記所ハ右ノ外相當ト認ムル他ノ新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

同 第六十五條 前條ノ規定ニ從ヒテ異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ前項ノ裁判ニ對シテハ即時公告ヲ爲スコトヲ得公告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

同 第七十五條 清算人ニ關スル登記ハ清算ヲ爲スヘキ會社ノ登記所ノ管轄トス

前項ノ登記ハ會社ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス
同 第七十六條 清算人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ其選任ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
同 第七十七條 清算人ノ解任又ハ變更ノ登記ハ現任清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
申請書ニハ清算人ノ解任又ハ變更ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第六六條 本法ノ規定ニ依リ郡長ノ行フヘキ職務ハ伊豆七島ニ於テハ東京府知事、北海道ニ於テハ支廳長、沖繩縣ノ區ニ於テハ區長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司之ヲ行フ
第六七條 北海道ニ於ケル産業組合ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

●産業組合法施行期日ノ件 勅令第三百一號

産業組合法ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス(明治三十三年七月十二日勅令第三百一號)
明治四十二年法律第二十七號ハ明治四十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス(明治四十二年八月二十日勅令第二百一十一號)

●産業組合法施行規則

明治三十三年(七月三日)農商務省令第十六號
明治三十九年(四月十八日)農商務省令第十二號改正
明治四十二年(八月二十一日)農商務省令第三十五號改正

第一條 信用組合ノ區域内ニ住居スル者ニ非サレバ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス
前項ノ豫約者ニ對スル貯金ノ拂戻ハ豫約ノ消滅シタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
豫約者ハ其貯金カ現在組合員ノ出資一口ニ對スル拂込金額ノ最小額ト同額ニ達シタル後ニ非サレバ組合ニ加入スルコトヲ得ス

豫約者カ豫約後三箇年ヲ經過シ尙ホ組合員トナルニ至ラザルトキハ組合ハ豫約ノ解除ヲ爲スベシ
第二條 出資一口ノ金額ハ組合ニ在リテハ五十圓聯合會ニ在リテハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス但特別ノ事由アルトキハ此ノ限リニ在ラス

第三條 第一回拂込ノ金額ハ出資一口ノ金額ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス
第四條 準備金ノ額ハ出資總額ヲ下ルコトヲ得ス

第五條 組合若クハ聯合會カ新ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口金ヲ徵收スルトキハ其金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルベシ脱退シタル組合員又ハ組合若クハ聯合會ニ對シ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スヘキコトヲ定メタルトキハ其殘額ニ付キ亦同シ
第六條 總代會ハ組合ニ在リテハ千人以上ノ組合員、聯合會ニ在リテハ百以上ノ所屬組合及所屬聯合會ヲ有スルニ非サレハ之ヲ設クルコトヲ得ス

總代會ヲ設ケントスルトキハ定款ニ總代員數、任期、及選舉ニ關スル規定ヲ設クベシ
第七條 産業組合法第九十條ノ代表者ハ道府縣毎ニ會員之ヲ選舉スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ代表者ニ之ヲ準用ス
第八條 理事及ヒ監事ハ定款ノ規定又ハ總會若ハ總代會ノ決議ニ依ルニ非サレハ給料、報酬又ハ賞與ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 組合聯合會及中央會ノ事業年度ハ曆年ニ依ル但特別ノ事由アルトキハ此限リニ在ラス
第十條 理事ハ總會又ハ總代會ノ承認ヲ經タル後遲滞ナク産業組合法第二十條第一項ニ掲ケタル書

類ヲ組合又ハ聯合會ニ在リテハ地方長官ニ中央會ニ在リテハ農商務大臣ニ差出スベシ

第十一條 組合又ハ聯合會ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 組合ニ在リテハ組合員ノ職業別ノ數並出資口數ノ異動聯合會ニ在リテハ所屬組合及所屬聯合會ノ種類別ノ數並出資口數ノ異動
- 二 出資拂込ノ總額及剩餘金ヲ以テ出資ノ拂込ニ充テタルトキハ其總額
- 三 損益ノ計算並借入金及ヒ其償還
- 四 總會又ハ總代會ノ決議
- 五 事業ノ狀況
- 六 信用組合又ハ信用組合聯合會ニ在リテハ貸付シ又ハ償還ヲ受ケタル金額及件數、受入又ハ拂戻シタル貯金額及貯金ヲ爲シタル組合員又ハ所屬組合及所屬聯合會ノ數並貯金及貸付金ノ利率、產業組合法第一條第二項ノ豫約ヲナシタル信用組合ニ在リテハ豫約者ノ數及其貯金額販賣組合又ハ販賣組合聯合會ニ在リテハ受入又ハ販賣シタル物ノ種目別ノ數量及價額、購買組合又ハ購買組合聯合會ニ在リテハ購買又ハ賣却シタル物ノ種目別ノ數量及價額、生産組合ニ在リテハ生産シタル物ノ種目別ノ數量又ハ加工若ハ使用ノ工程ヲ表示スヘキ事項

七 處務ノ要件

前項ノ規定ハ中央會ノ事業報告書ニ之ヲ準用ス

第十二條 組合、聯合會又ハ中央會カ借入金ヲ爲サルトキハ毎年總會又ハ總代會ニ於テ一事

業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スベシ

前項ノ規定ハ信用組合又ハ信用組合聯合會カ一事業年度ニ於ケル一組合員又ハ一所屬組合若ハ一

所屬聯合會ニ對シテ爲ス貸付額ノ最高限度ニ付之レヲ準用ス

理事ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ヲ組合又ハ聯合會ニ在リテハ地方長官ニ中央會ニ在リ

テハ農商務大臣ニ遲滞ナク報告スベシ

第十三條 出資一口ノ金額又ハ保証金額ノ減少ノ認可申請書ニハ理由書、總會又ハ總代會ノ決議錄、

財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ

第十四條 剩餘金ノ配當ハ持分ノ全部若ハ一部、又ハ取扱ヒタル物ノ數量價格若ハ事業ノ分量ニ對

スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

持分ノ全部若ハ一部ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス

第十五條 合併ノ認可申請書ニハ第十三條ニ掲ケタル書類ノ外合併契約書及合併後存續スル組合若

ハ聯合會又ハ合併ニ因リテ設立スル組合若ハ聯合會ノ定款ヲ添附スベシ

第十六條 組織變更ノ認可申請書ニハ組合ニ在リテハ總組合員、聯合會ニ在リテハ總所屬組合及總

所屬聯合會ノ同意ヲ証スル書面ヲ添附シ組合員又ハ所屬組合及所屬聯合會ノ責任ヲ減少スルトキ

ハ尙ホ第十三條ニ掲ケタル書類ヲ添附スベシ

第十七條 組合會又ハ聯合會ガ中央會ニ加入シ又ハ脱退シタルトキハ其旨ヲ地方長官ニ届出シベシ

第十八條 郡長又ハ郡長ノ職務ヲ行フヘキ者カ產業組合法第六十條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ又ハ處

分ヲ行ハントスルトキハ地方長官ノ指揮ヲ請フベシ
 第十九條 地方長官カ産業組合法第六十條又ハ第六十一條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行ヒタルトキハ直チニ其旨ヲ農商務大臣ニ報告スベシ
 第二十條 産業組合法ノ規定ニ依リ理事又ハ監事ニ關スル登記ヲナシタルトキハ遲滯ナク登記シタル事項及其登記ノ年月日ヲ組合又ハ聯合會ニ在リテハ地方長官ニ中央會ニ在リテハ農商務大臣ニ届出ツベシ

附 則

第二十一條 本則ハ明治四十二年法律第二十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第二十二條 本則ハ明治三十三年勅令第二百五十五號ニ依リ設立スル産業組合ニハ之ヲ適用セス

●登録税法摘要

本法ハ明治二十九年三月法律第二十七號ヲ以テ發布セラレ三十年三月法律第三十一號、三十三年三月法律第四十四號、三十二年三月法律第六十號、三十四年四月法律第二十六號、三十二年法律第八十三號、三十五年二月法律第八號、三十八年一月法律七九號、同年三月法律第五十七號、第五十八號、三十九年四月法律百二十五號等ヲ以テ改正セラレ更ニ四十二年四月十二日法律第三十一號ヲ以テ改正ヲ加ヘラレタリ茲ニハ産業組合ニ關係セル條項ノミヲ提出ス
 第六條第三項 財團法人又ハ營利ヲ目的トセザル社團法人トシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從

ヒ登録税ヲ納ムベシ

一、法人ノ設立、法人設立後ノ事務所設置 事務所ノ移轉 每一件 金壹圓

二、登記事項ノ變更消滅又ハ廢止、登記ノ更正又ハ抹消、 每一件 金壹圓

解散、清算人ノ選任解又ハ變更 清算ノ結了 每一件 金五十錢

第六條第四項 主タル事務所ニ非ラザル事務所所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件 金五十錢ノ登録税ヲ納ムベシ

第六條第五項 産業組合産業組合聯合會又ハ産業組合中央會ニシテ登記ヲ受クル場合ニハ前二項ノ規定ニ依ル、但組合原簿ノ記載ニ付テハ登録税ヲ課セズ

本法施行期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●農工銀行法摘要

本法ハ明治二十九年四月法律第八十三號ヲ以テ發布セラレ三十二年三月法律第三十三號、三十三年三月法律第四十號、三十五年三月法律第十六號、三十五年四月法律第四十二號、三十五年四月法律第四十三號、三十六年六月法律第十號、四十年四月法律第三十八號等ヲ以テ改正セラレ更ニ四十二年四月十二日法律第三十三號ヲ以テ改正ヲ加ヘラレタリ茲ニハ産業組合ニ關係セル條項ノミヲ摘録ス

第七條ノ二 産業組合聯合會又ハ産業組合聯合會ニ加入セザル産業組合ニハ五ヶ年以内ニ於テ定期